

第百二十八回国会
衆議院

政治改革に関する調査特別委員会議録

第十三号

平成五年十一月二日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 石井 一君

理事 大島 理森君

理事 野田 毅君

理事 左近 正男君

理事 梅藤 恒夫君

理事 逢沢 一郎君

理事 石破 茂君

理事 笹川 堯君

理事 津島 雄二君

理事 額賀福志郎君

理事 穂積 良行君

理事 増子 輝彦君

理事 秋葉 忠利君

理事 堀込 征雄君

理事 吉岡 賢治君

理事 大谷 忠雄君

理事 実川 幸夫君

理事 豊田潤多郎君

理事 赤松 正雄君

理事 太田 昭宏君

理事 石田 勝之君

理事 初村謙一郎君

理事 茂木 敏光君

理事 石田 美栄君

理事 柳田 稔君

理事 吉井 英勝君

出席政府委員

自治政務次官

自治大臣官房審

議官

自治省行政局選

挙部長

冬柴 鐵三君

谷合 靖夫君

佐野 徹治君

理事 北川 正恭君

理事 保岡 興治君

理事 前田 武志君

理事 三原 朝彦君

理事 荒井 広幸君

理事 齊藤斗志二君

理事 自見庄三郎君

理事 西岡 武夫君

理事 葉梨 信行君

理事 細田 博之君

理事 阿部 昭吾君

理事 大島 章宏君

理事 三野 優美君

理事 岩浅 嘉仁君

理事 岡田 克也君

理事 白沢 三郎君

理事 吹田 愷君

理事 大口 善徳君

理事 日笠 勝之君

理事 長浜 博行君

理事 前原 誠司君

理事 篠瀬 進君

理事 川端 達夫君

理事 正森 成二君

委員外の出席者

参 考 人 大宅 映子君

(評論家)

参 考 人 岡原 昌男君

(元最高裁判所

長官)

参 考 人 猪口 邦子君

(上智大学教授)

参 考 人 小林 節君

(慶應義塾大学

教授)

参 考 人 佐々木 毅君

(東京大学教授)

自治省行政局選

挙部選挙課長

自治省行政局選

挙部管理課長

自治省行政局選

挙部政治資金課

特別委員会第二

調査室長

田中 宗孝君

委員の異動

十一月二日

辞任

中川 秀直君

大島 章宏君

三野 優美君

小沢 一郎君

岡田 克也君

吹田 愷君

日笠 勝之君

前原 誠司君

篠瀬 進君

柳田 稔君

正森 成二君

補欠選任

荒井 広幸君

吉岡 賢治君

小林 守君

岩浅 嘉仁君

豊田潤多郎君

土田 龍司君

平田 米男君

初村謙一郎君

石田 勝之君

石田 美栄君

吉井 英勝君

辞任

荒井 広幸君

小林 守君

吉岡 賢治君

岩浅 嘉仁君

土田 龍司君

豊田潤多郎君

平田 米男君

石田 勝之君

初村謙一郎君

石田 美栄君

吉井 英勝君

補欠選任

中川 秀直君

三野 優美君

大島 章宏君

大谷 忠雄君

吹田 愷君

岡田 克也君

長浜 博行君

前原 誠司君

篠瀬 進君

大谷 忠雄君

長浜 博行君

白沢 三郎君

実川 幸夫君

補欠選任

白沢 三郎君

実川 幸夫君

補欠選任

小沢 一郎君

十一月二日

小選挙区制反対、企業・団体献金の即時禁止に

関する請願(岩佐恵美君紹介)(第五二四号)

同(穀田恵二君紹介)(第五二五号)

同(佐々木陸海君紹介)(第五二六号)

同(志位和夫君紹介)(第五二七号)

同(寺前巖君紹介)(第五二八号)

同(中島武敏君紹介)(第五二九号)

ろん、政治腐敗に關しての国民の不滿が募つてゐるのは確かなんですが、それプラス何ぐちゃぐちゃやつてゐるんだ、早くしてよというのが物すごくあると思ふんですね。

もちろん、でもそう簡単にできる話ではないし、私たちの国民の将来が全部かかつてゐるわけですから、そう簡単にやつてもらつては困るのですが、でも、皆さんが何百時間とかいろいろおやりになったのであれば、ある程度の方角はもう既に出てゐるはずだと思ふんですね。それを、やれ一票がどうかだ二票がどうかだとか、三百がどうか二百五十、もうどうでもいい。そんなものはこれで絶対だなどというものはあるわけないですね、その制度の改革に關して。

そこそここのところがあるはずなので、それを早く取りまとめて、實際問題は政治改革というのはいり口なわけですよ。それで、政治改革をやつただけで国民の生活がよくなるわけでも何でもないわけですよ。それを早くやつて、一番政治家にやつていただかなきゃいけないのは、この本當に混沌とした世界の中で、こんな不景氣の中で早くみんなが将来に明るい見通しが出て、ああそうだと、これでやつていけるんだというふうによつていただくことが政治家にお願いすることであつて、政治改革というのはそのゼロのスタートなわけですよ。それもできなければ、多分景氣回復とかなんとかいうことはほとんど無理だろうと思ふのです。だから早くやつてくれというのはそのうことですよ。

もしこれで細川さんが年内にできなかったらといつた言葉を、またぐちゃぐちゃやつて流れましたなんといふことになったら、もう本當に私は腹を立てて国外に逃亡するかもしれませんので、その辺よろしくどうぞお願いしたいと思ひます。

もう一つ、政治改革イコール選挙制度なのかといふのがどうしてもやはりひっかかるわけですよ。もちろん、いろいろなもの諸悪の根源は、全部たどつていけば中選挙区制だといふ理論もわから

なくはないのですが、では小選挙区制ですかといふときに、その辺の国民に対する説得力みたいなものがどうも欠けてゐるという気がするんですね、小選挙区制のひとり歩きみたいなもので、ここへ来るまでは、やれ並立だの併用だの連用だのと、これでもう頭みなぐちゃぐちゃですよ。テレビであれをやらせとみんなチャンネルを変えろといふ。わからぬと。さっきも言いましたように、わからないんだけれども、一つ一つ多分理屈はあるんでしようが、根つこのところさへ押さえてくれば、後はという気がするわけですよ。

今この並立制でまともに、今度またわけがわからなくなつたのは、さっき言いましたように一票だとか二票だとか、一人頭何万円だとか、二百五十がどうかとか、本當にこれは本氣で皆さんが国民にわかるようにやつていらつしやるのだから、根つこのところを一番問題だと思つてゐるのは、どう考へても政権をとる側の論理なんです。これをどうやると二大政党になる、これをやると連立で何となく安定政権にならないとか、政権の話なんですよ。政権の話の権力側のところとまともにいふことが多分私たちから見てわからぬと思ふし、何か、まあいいよといふふうに逃げてしまふ部分もあるんじゃないかといふふうに思ひます。

もうここまで来たら党議みたいなものに縛られないで、どうも新聞情報でいろいろ出てくるのを聞きますと、各党の間でもこつちだあつちだといふ全部こつちとこつちがつながつていた方がいいよといふ話がいっぱいあるようなんです。一票制、一票制にしても、だつたら、もうばらして、本氣で皆さんで投票してみたらどうでしょうかみたいなことすら思つておられます。そんなことはできるわけはないだろうと言われたらそうなんです。いけれども、こつちから見てゐると、本心はこうなのに党議がこうだからこうやつてゐるとやつてゐることは、一体何なのかといふのが読めないから、そこでいら立つてゐるというわけなんです。

もう一つ、私どうも腑に落ちないものの一つは、自民党政権のときに小選挙区制といふのが出てきたときに、政権交代がでないからいけない、政権交代といふいう結果を求めるために、逆にやるとこれは小選挙区制でしかないといふふうに出てきたわけなんです。ずっとそのままだ中選挙区制でやつていけば政権をとれた自民党が、何でわざわざ自分たちが権力を失ふような制度を出してきたんだらうか、これはどうしてかわからない。何か裏があるんじゃないかと、本當はそうじゃないんじゃないかと、いまだにそれは私にもよくわかりません。

それで、多分、もちろんいろいろものを突き詰めていくと中選挙区制になるんどうとは思ひますけれども、何か言いくるめてゐるのかなとか、じゃ本氣で、本當に自分たちの身を犠牲にしても日本国の将来を考えて本氣なのか。それを言つてゐる間にあの政権がかわつたもので、それから、それはそれでいいのですけれども、本氣で日本の議会のシステムが民主的に行われて、それで国民の支持を得て、機能してゐるかどうかといふことに立つて選挙区制度を変えようといふのかどうかといふことに關して、どうも何かいまだに腑に落ちないでクエスチョンマークのままといふことですよ。

一番中選挙区制度がまずいといふのは、要するに金がかかるという。金がかかるからまずいといふのは、これはとつても国民にわかりやすく、お金が絡んでゐるからみんなああやつていろいろな疑獄事件が起きます。そうよ、金がかかるのはいけないのよ。政治家が金ばかり集めるからいけないのよ、こつち言うのはとても通りがたいわけですが、問題は、これはもうよく言われてゐることですけれども、選挙民がたかつてゐるといふか、地元利益誘導するために金がかかるということはたくさんあるわけで、私も去年、おととしですか、衆議院の議員秘書の公設秘書を二名から三名にふやすといふのの委員をさせていただきまして、先生方とか秘書の方にいろいろお話を伺

いました。

政策を考へるためにお金が要するといふのであれば、私は幾らでも出そうじゃないのと思つてゐる人です。ところが、議員の方の仕事の身、それから先生方のお部屋に伺つたときに、私は十何人だか秘書がおりますが、政策を考へてゐる秘書さんといふのは一人もおりませんと断言なさつた立派な先生がいらつしやいまして、もう私は啞然としました。

選挙区から選挙民がいらしたら国会も案内しなきゃいけないし、それはまあいいでしょう、国会議員がいなきゃいけないという話になつてゐるから、これもおかしいとは思ひますけれども、まあそれはいいですけれども、選挙区から人が来たときに、お帰りになる汽車までに時間があれば、そのお相手もしなきゃいけないとおつしやいまして、もう頭に来て、冗談じゃない、そういふのにお金が必要なんだたらとんでもない、選挙運動なのか政治運動なのかはつきりしないといふふうに思ひました。

つまり、どこまでが民主主義の必要コストなのかといふことをもつと明確に出すべきだと思ふのです。お金がかかる、かかるというのだけばつとこれもひとりで歩きしてゐますけれども、これを全部出したら二つ効用があると思ひます。

一つは、選挙民の人に、あなたたちが余計なことをいろいろ言うからこんな余計な、むだなお金がかかるんですよといふのをちゃんと突きつければ、先生方はみんなその票の上に乗つて生きていらつしやるわけだから、なかなか選挙民にそれを突きつけれないといふのがあるんでしようけれども、一つクッションを置いて、しかし、こつちいうことでこつちこつちいふお金がこつちかかつてゐますと言へば、幾ら何でも日本の国民はわかるだろう。

それからもう一つは、本當にどこまでが必要コストで、だつたら私は本當にお上で、お上といふか公に見て構わないと思つてゐるわけですよ。でも、それがまたぐちゃぐちゃになつて、家族が秘

書になって、それに全部行ってしまうとかそういう話だったら、泥棒に追い銭になってしまうわけですから、とんでもないというふうに私は思うわけですね。だから、どこまでが政治に対して、民主主義の政治のための最低限必要なコストなのかというところを、これはもうちゃんと練らなくちゃいけないんじゃないかというふうに思っています。

公的助成金でも、多過ぎると言われたら減らすとか、何かかなりいいかげんで、ほとんど論議はないんじゃないかという気がしますが、政治活動に制限をつけたいと言われると、税金で何やっていいと言われたら、それも困るよなというふうに思います。

理想的に言えば、個人が政治家に寄附をするという形がいいんだというふうにおっしゃいます。私は、日本国においてそれが何世紀後に実現するだろうか、それは理想かもしれないけれども、とても無理だろうというふうに思います。政治家からお金を取ろうと思っている人はいるだろうけれども、政治家にお金を出すという人が少ないとは思えないので、私は、理想かもしれないけれども、かなり無理なんじゃないかというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、制度というものを考えるときに一〇〇%これでよしなというわけではないわけで、実はこの間税調の視察でもってアメリカとカナダへ行きましてけれども、彼らがその制度を考えると意識は、八割方よくなつたらしいじゃないかという感じがしますね。

ところが日本の場合、消費税のときにもおわかりのように、何かとんがった、すごく特別な例外的なところを持ち出して、こういう不合理があるじゃないかと言うと、ほとんどマスコミはそればかり追いかけて、根っここのところはなくなつちやうみないなところがありまして、もうちょつとおおらかに、そこそこの程度、さつきも言いましたように、我々の議会制度を守るために、これだけこうやればこういうふううまく機能するんだ

という根っここの八割方を押さえていただけたら、それでどう早くやっていただきたい。

ただ、私はもう一つ政治改革といったときに、どうしてもやっていただきたいことが二つあるのですが、一票の格差の是正です。これは日本国に住んでいる国民としての最低の権利だと思つて、すね。東京に住んでいる者にとりましては、それが三分の一でいいでしょうという話というのは、どう考えてもおかしいと思うのです。

それをある政治家にぶつけましたら、じゃ、それで全部人口割りましたら、大宅さん、全部都市の人に誘導する政治になってしまうよと言われましてけれども、でもそれは、もし過疎対策とかいうのが必要なのであれば別でやればいいことであって、基本的な権利としての一票の重さというものが違ふというのは、どう考えても私はおかしい。居住地によってその一票の重さが、軽さが変わるというのは、どう考えてもおかしいというふうに思います。

都市に住んでいる人はいろいろな利益代表のところに組み込まれるから、いろいろな発言の場があるという言い方をなさいますけれども、逆に地方の方がしっかり組織化されていて、その意見が通るようになってくるのじゃないか。一番かわいそうなのは都市のサラリーマンだろうというふうに私は思います。一番割食つているのが都市に住んでいるサラリーマンだろうというふうに私は思います。

それからもう一つは、これは根本的なことなんですけれども、国会審議をまともにやっていただきたい、そういうことです。やつと討論、反論とかを、たまにおやりになるようになりましては、結局国会の場で議論されるのではなくて、見えないところで、いわゆる国対政治みたいなものでやられるというのに対しての不信感というのは物すごくあるわけですね。今のところ、この間までの与野党のなれ合い、本当は何かけんかしている風をしているけれども実はもう全部できているんだとか、そういう話というのがだんだん

みんなにわかってくると、ばかばかしくて見てられないという話になるわけですね。

総理の首をすげかえただけで、国会は国民に対しての責任をいつも果たさないまする来てしまつて、今回はそういうことがないだろうということを私は期待しているわけなんですけれども、もう一つ総理のリーダーシップがないということはみんなわかってるんだし、やらなきゃいけないことの全部先送りになるわけですね。総理の座とて耳の痛いこととか支持者に対して耳の痛い政策はやれないということ、みんなわかってるのだけれども先送り。

ウルグアイ・ラウンドにしても、米の自由化にしてもそうだと思います。米の自由化、もう随分前に、玉置さんが総務庁長官のときに、もうほとんど決まりかかっていたように私は感じていたんですが、その後どういいうぐあいかわかりませんが、またぎいぎい。現場の農民の人も、もう絶対だめだろうなと思つている。政治家の先生方も、テレビなんかで御一緒すると、控室にいらるときは、もうそうです、テレビじゃ言えませんがねともうずつとそうなのに、もう何年もそうなのに、まだここでやっていて、まだ反対という話をしてるわけですね。

今回の不作のことで、一粒なりとも入れないと申つてた日本が輸入するようになりまして、私が外国の人だったら、一粒なりとも入れないと申つたじゃないか、やらなきゃいと思ひますけれども、やはりお金が絡んでくると、ぜひ買つてくださという国が出てくるから困つたものだと私なんぞは思つております。

政治家というのは、国民の耳に痛いことも言わなくちゃいけない、泥まかふらなきゃいけないということだと思つたのですが、何かみんなにいい顔をしようにとする。これは絶対無理です。しかも、今までのように欧米に追いつけ追い越せで、それが大目標で、もう経済が最優先で効率よくやればいいという形でやってきたときはそれでもよかつたのでしようけれども、今ここのまでの豊かさになつて、みんなのニーズがばらばらなわけですね。

あちら立てればこちらが立たないというのがあつて、これを練つた上で、こちらの言うこともわかりまして、こちらの言うこともわかりまして、こうこうで、今の状況だとブライオリティーとしてはこちらですねというふうな、そういうことをやるのが政治の場だと私は思うのですが、それをやるようなシステムがでか上がつていない。全然ダイベートをしていない。

それがこれからずっとどうやって意思決定をしていくのだからというの、外から見ると日本の顔が見えないというのは、まさにそういうことだと思つたのです。どこで何がどう決まったのかわかんない。それが見えるような、もちろん我々国民に見えるような場でやっていたらいいし、それをやれば、多分外からでも顔が見えるということになると思います。

多分派閥という話が今までの政治改革という話で問題なのは、個人の集金能力を超えたお金が要るようになった。そうすると、派閥のボスはそれに輪をかけて集めなくちゃいけない。派閥のボスはその権限で総理の座をどうするかということがあつて、メンバーの人たちは大臣のポストだとか問題であつて、それがあつていかでか、いわゆるよく言われる許認可権とか予算の配分とか交付金の配分とか、そういうものが全部絡んでくるという図式だったんだと思つたのです。

それを考えるために、一応それが全部中選挙区のせいだということもあつたけれども、何だか、私は税調だとか、行革審もついでにこの間の専門委員をさせていたいていましたけれども、何が一番むずかしいかといふと、幾ら私たちが一生懸命論じて、税調のときは、今までは政府税調を出しても自民党税調でぐちゃぐちゃとやつて、違ふのです。行革審にしても、やるやると幾らあれしても、全然お役所側は動く気がなさ

私が入っていた方の部会じゃありませんけれども、特殊法人の見直しというのがありました。ところが、それにくっついていってしやる先生方をかきに、ヒアリングに応じないというふうな話がありました。全然それが行革審の中に盛り込まれなかった。

私が感じていたのは、新聞の記事が出まして、畜産事業団、牛肉が値段が差があり過ぎるので輸入は余りしないようにと書いてあるのですよね。それで生活者優先の、生活者重視の政策といったって、そんなものあるかというふうに思うわけであって、最初にも申し上げたように、本当にいわゆる政治家の癒着を断ち切って、生活者重視の政策がとれるようにしていただくのが本当の政治改革であって、それをやっていたために、まだその制度のところでもぐちゃぐちゃ、もちろん制度だって大事なんだけれども、それはもうなるべく早くクリアして、早くそちらの方に、実際の政策面に動いていけるようにやっていただきたいというふうにつくづく思っております。

ちょうど二十分になりました。勝手なことを言わせていただきました。(拍手)

○石井委員長 ありがとうございます。

次に、岡原参考人をお願い申し上げます。

○岡原参考人 岡原でございます。

委員長、ちよっと書面を用意したのがございますので、皆さんに御配布願いたいと思っております。

○石井委員長 かしこまりました。どうぞ。

○岡原参考人 その二の個別的意見というところをこらんとしたいと思っております。

実は私、この席を与えられまして、何をしゃべろうかと、最初に考えたことは、やはり檢察、裁判に五十年間関与してきた者として、しかも最高裁判官の経験ある者として、一応大きな観点から国会のあり方とか三権分立のあり方といったようなこと、並びに立法に対する国会議員としての抱負とか今後の見通しといったようなことを中心に申し上げる、つまり総論的な、この印刷物でいきますと第一の分を中心に置こうと思ったの

でございますが、昨日民間政治臨調の集まりがございまして、いろいろ皆さんの話を伺っております。うちに、これはどうしてもこの国会で政治改革立法は完結しなきゃいかぬ。

例のイギリスの腐敗防止法も一八八一年から二年、三年と、三度目にあはれは通っているのです。日本でもひとつこの三回目にはぜひこれを物にしたいでございます。しかも、現在の経済情勢、この不況の中にあつて、いつまでもこの問題にこだわっておる、こたわっておると言うとおかしいですけれども、とどまっておるべきものではない。早速これを切り上げて、そして新しい、国民の要望する線に国会は動かさなきゃいかぬというふうに考えますので、きのう実は帰ってから三時間ほど考えました。

そして、これはいいという最後の妥協案みたいなものを考え出しまして、それを、大変不遜な言い方でございますが、天の声としてひとつ参考にさせていただきたいということで、急遽この二の印刷の一部を変えまして実はお配りを申し上げたような次第でございます。

その主題によつて申し上げます。論点の前に、私は、選挙権を持たせる年齢を引き下げる必要があるということをおかねえ考えておりました。既に日本の年齢構成は異常な状態になって、老人の数がふえております。若手の連中の声を国会に入れるべきであるというふうなことで、ゼロというのは、これは野球の番号じゃないですけれども、後から考えついでにせよ入れなきゃいかぬと思つて皆さんにあげたことで、ゼロになつております。

それから、一の小選挙区比例代表並立制については、大体両案一緒でございますので省きます。二の総数。これも四百七十一が現行法の基本はそうなつておるということから自民党案は考えられたことと思ひますけれども、これはこの際割り振りの関係でどうしても窮屈である。五百名でやはいくべきであるというふうに考えました。それから、三の小選挙区と比例代表の割り振り

でございますが、三百と百七十一というのはいかにも自民党に有利過ぎる。これは公平に見まして大変妥当ではない。今の情勢で参議院でつづれるおそれがある。これじゃいかぬというので、本来この割り振りは半々がよろしいというのが普通の考え方でございますけれども、半々にいたしますと二百五十になります。二百五十を小選挙区に分けますと、鳥取と島根の関係でこれは極めて困難、不可能に近い数でございます。

ですから、私は、これは二百七十五ぐらい、これでもぎりぎりでございます。その辺で妥協すべきである。二百五十、二百五十をやめまして、二百七十五対二百二十五。そういたしますと、大変この数の割り振りがうまくいくような気がいたします。こういうふうなやつた反面、比例代表区の二百二十五、これの方の都道府県に分けるのをやめまして全国の一院にするということにいたしますれば、これで均衡がとれるというふうに考えます。

次に今度は、都道府県に割り当てて小選挙区をつくるにつきては、内閣に審議院を置くか衆議院にその委員会を置くかという点でございますが、これはやはり衆議院の内部のことは本来ならば衆議院に任せたいのでございまして、けれども、今までの定数は正その他の経緯にかんがみまして、これは非常に困難である。しかも、やはりそこに置くと、いろいろと議員の個人的な利害によつて曲げられるおそれがあると、少なくとも国民がそれを心配しております。

ですから、これは最高裁判所か内閣に置く。最高裁に置くか非常に公平ですけれども、まあ今のところ能力もないと思ひますので、これは総理府に置くという案が、政府案がいいと思ひます。今度は、その割り振りの問題ですが、人数は国会で決めるよりも、その委員会なり審議院に任せるといふのが一番正しいと思ひます。どうせもう一回法律をつくるのですから、そういうふうな方が一番早いというふうに考えます。その次は六の定数は正。選挙権の平等の問題

は、これは非常にシビアな問題で、実は現在、こつちの人は一票よりももらえないのにこつちの人は三票ももらえる、これで公平だというのは、私は何と考へても常識的じゃない、やはりこれは二対一以下でなければいかぬというふうに考えます。したがって、その枠を法律の中に入れて、これは絶対必要であらうと思ひますが、それに基づくこの区割り、もとよりこの審議会なり委員会を決めることということでございまして。

その次の投票数。一票にするか二票にするか。これは本来、理論的に申しますと一票の方が正しいと思ひます。しかしながら、現在の政治情勢にかんがみ、価値観の多様化に伴い、現在の連立内閣の情勢その他にかんがみましますと、国民の声はやはりこの二票制が正しいというふうに私は思つておると思ひます。

というのは、この小選挙区においてはこの人が欲しいというのと、それから政党としてはこの政を推したいという気持が実は現在ちがうになつておるのが大部分の考えだと思ひますので、これはぜひ二票を生かしたい。それで一回選挙をやつてみて、その差が大したことなかったということであれば、すぐ一票に直せばいいんです。(笑聲)これはもう皆さん笑ひますけれども、立法というのはそういうものなんで、要するにその情勢で、これを酌み取つて生かしていくというのが一番正しいと思ひます。とりあへずは二票制ということであつてごらんなき、何かいい線が出てくると私は考えます。

その次は記号式。これは記号式は結構でございます。ただ、ここで根本的に私考えていたことというのは、丸印じゃなくて、マル・バツ方式を考えていただきたい。これは、御承知のとおりギリシャのプレビシットという貝殻投票にあつたおる思想でございますが、現在最高裁判所も実はこのベケ印をやつておられるわけでありまして、我々もこの×印をいただいた方なのでございましてけれども、これは非常なやつぱり心の戒めとなりまして。

のみならず、今度の金丸事件やいろいろあつて、まあ事件ができた場合にこれをどうしたいのか。リコール制は国会議員にはございませぬ。そこで、わずかにこのマル・パツ式ではけ口を求める。もしなければ金丸事件やビストル狙撃事件が起きる、それから検察庁にペンキを塗られるという暴力的事件が起きる。要するに、国民のふんまんを解放する手段としてこのマル・パツを採用していただきたい。これはぜひ、今国会に難しいうとしても、次の国会で採用していただきたいというふうに考えます。これはぜひお考え願いたいと思います。

その次は、第九、第十、この当選人のあれとか没収のあれ、これは余り緩やかにする必要はございませぬ。やはり近ごろの立候補の傾向を見まして、ある程度国民の支持があるという自信を持つ者でなければ立候補しちやいかぬとまで、そこまです極端に言つちやおかしいですけれども、そういう性質のものであつて、中には相当怪しげなる意見を選挙公報に載つて候補もございまして、あんなことに税金取られちやつかぬわぬというのが国民の意見でございませぬ。

したがって、これは現行法のまま、そしてさらに窮屈に、そういうふまじめな立候補者、自己満足するようなそういう立候補者は、これはとめなさいやいかぬというふうに考えます。それがさっきの点でございませぬ。

それで、その次の第十の当選人ですね、そのところで、もしこの数を六分の一から四分の一というふうにもどおりに直すとすれば、まあ相当窮屈な選挙になります。しかしながら、やはり国民の代表という資格をもちたいためには、かなり多数の人の賛同を得た人でなければ議員となつちやいかぬ。「看板が泣く」と書いてございませぬけれども、私はそう考えますので、ぜひこの点は今のままでよろしいと思ひます。

小選挙区に移したからといって、どうせその四人、今まで四人区なら四人区のところは四つに分かれるというだけのことなんで、それぞれの数

から見れば四分の一でそのままでいいと私は考えます。そういう意味でございませぬ。

それから、補欠選挙は今言った関係。それから、十二の選挙運動。この期間を四日圧縮するという案でございませぬが、これはやはり新人が出にくい。十四日でもなかなか主義主張を浸透させるのは困難である。のみならず、今度の考え方は、事前運動をだんだんと狭めていって集中的に十日で選挙運動させようというんですけれども、こうなるとどうしても現議員だけが有利になつて、いかにも新人が出にくい。こういう考え方は私はよくないと思ひます。

その次、十三の戸別訪問の問題でございませぬが、これは一応やってみる。私は、今の政治情勢からいって、昔のような戸別訪問によって買収がふえるというふうなことは余り考えなくてもいいんじゃないかというふうに考えますけれども、実はそれが甘い考えでございまして、この東京付近なんかでも、最後の晩になりましてと相当札が飛ぶというのが、現に事件になつております。したがって、これはやってみて、もしそれがあつたらまた考え直す。これは自由自在にその辺はやつてみることで。選挙区もそうですけれども、そう固定的にやる必要はない。

まあアメリカの議員定数の問題、ちよつと御参考にして上げますと、下院の議員が四百三十五名、これが一九一四年から固定しております。ところが、人口の異動が非常にたくさんある。そこで十年ごとにこれを改定しまして各州に割り当てて。カリフォルニアなんかはその間三倍になつております。しかし、それに伴う選挙区の異動というの、それだけ激しいにかかわらず、アメリカでは当然だというふうに考えております。こうならなければ私はいかぬと思ひます。

ですから、そういうふうな国会は、融通無碍といひますか、新しい情勢に基づいてすぐにそれに対応していくというふうなことを繰り返して、だんだんいい方向に進むべきであらうということでございます。したがって、とりあえず賛成。

から見れば四分の一でそのままでいいと私は考えます。そういう意味でございませぬ。

それから、十四の争訟。これは余り細かい問題でございませぬけれども、表現の不正確を直していただきたい。これは非常に我々としては大事なところでございまして、要するに、その訴えをだれが出し得るか、あるいは異議申し立てをするのがだれか、その範囲を決める部分でございませぬ。これはぜひお直しいたきたいと思ひます。それから罰則。この罰則は、私、総論関係で申し上げようと思つておつたところでございませぬが、今まで検察庁、裁判所が一生懸命選挙違反退治のために、私なんかは検事の時代に夜遅くまで調べて、そしてやつたんですが、うまくいかなぜい法律が守られるような制度に考え直していただきたい。

それが別の資料の「民衆訴訟による資格剝奪訴訟制度の復活」というところがございますが、その資料をゆくりとお読み願ひたいと思ひます。これは恐らくこの論議の運び方には御異存はないと思ひます。問題はその線に沿つてやるかどうか。この選挙法自体の全体の問題でございませぬが、ぜひこれはやらなさいやいかぬ、その気持ちを保持してこれは必ずできます。国民はそれを希望しておるわけでございませぬ。

余り細かいところはもう抜かしまして、最後に、「立法は妥協である」という「結論」というところがございます。これは特に社会党の皆さんに申し上げたい。

従来、社会党が国民の支持を余り得なかつたといふのはこの点でございませぬ。要するに一つの理論にこだわつて、ところが、今度連立政権の中に入つてみますと、そのとおりにはいかぬといふことがわかつた。それで自民党政権の政策を踏襲する。それでいいんです。要するに、そういう連立政権になつたらなつたで考えをすつと転換いたしまして、新しい事態に対応するようにならなさいやいかぬと私は考えます。

このことによつて、恐らく社会党の一部の人は反対するでしょう。しかし、それによつて減る票

というものよりも、国民が社会党を見直して、その賛成票が数十倍になることを私は信じて疑わないう次第でございまして、若干のところはこの際ので、ぜひ、今の執行部はやつた、細川内閣、これで法律ができたということになれば、社会党の功績であるのみならず細川内閣としても一つの功績になると思ひますので、その線できつと進んでいただきたい、これが最後に申し上げることでございます。

以上。(拍手)

○石井委員長 まことに忌憚のない御意見をありがとうございました。

以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○石井委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大島章宏君。

○大島委員 日本社会党の大島章宏でございます。

ただいまはそれぞれの参考人の方からいろいろと傾聴に値する御意見をいただきました。大変ありがたうございまして。御両名とも大変お忙しいところを本日に日程を都合をつけていただいたて御出席いただきましたこと、心から御礼を申し上げます。

もう既にこの政治改革法案の審議は前国会でも百七時間、そして今国会で約七十時間近い論議を経ております。さきの総選挙の国民の民意というものは、まさにもう政治改革を断行しなさい、ロッキード、リクルート、佐川急便事件とずっと続いてきました日本の政治風土そのものを変えるような大胆な政治改革をやりなさいというのが国民の総意ではなかつたのかと思ひます。

そういう中で誕生しました細川政権、高い支持率を得ていますが、あの細川流と申しますか、これまでも異なつたあのスタイルが何かやつてくれるんじゃないか、そういうことが結局高い支持率につながっているのではないかと思います。そう

いう意味で、きょうこの委員会に属しております委員の皆さんは、とにかくその国民の民意を重視して今国会で何としても成立をさせよう、その心意気ではみんな一致しているのではないかと思います。

ただ、それぞれ自民党案、与党案、法案が提出されておりますが、何点かのところで異なっておりまして、ただお互いに議論をしておりますと、どうもそれぞれ与党に有利な案あるいは自民党さんに有利な案という、そういうふうな形での議論がありますので、きょうはお二人の参考人の方から、先ほどから率直な御意見をいただきましたけれども、さらに何点か御意見を賜りたいと思います。

一つは、議席配分の問題、投票方式、比例単位、企業献金等々において自民党案、与党案異なっているわけですが、それぞれについてお伺いしたいと思います。しかし、大宅参考人の方からは、そんなごまごまを言わないで、とにかくやれという御指摘もありました。また岡原参考人の方からは、事細かにもう資料としていただきました。本当にいろいろと貴重な御意見をありがとうございます。

そこで、ちよつと原点に戻りましてお二人の方からお伺いしたいと思うのですが、この政治腐敗防止のための基本的なポイントといえますか、どういふふうに考えておられるのだろうか、どういふところに起点を置いた政治改革をやってほしいということを考えておられるのか。

例えば、よく言われます今日の日本の政治腐敗の原因といえますか、それは政治家の癒着問題であるとか、あるいはまた企業献金というものがその根本にあるんじゃないか、さらには、先ほど大宅さんの方からありましたけれども、政治改革というとなぜ選挙制度に結びついてしまうんだらうか、やはりこの腐敗防止というものが中心なんじゃないかというふうなお話もありましたけれども、お二人の参考人の方から、大宅さんの方からは生活者としての視点、あるいはまた岡原さんの

方からは、これまでの御経験から見ても、この政治腐敗の防止のためのポイントというものはどういふところにあるかということをお伺いしたいと思います。

○岡原参考人 お答えいたします。

私は今まで、先ほど申したとおり、約五十年間この問題に取り組んでまいりまして、やっている最中には実は気がつかない重要な点がございますが、選挙違反を処罰によって直そうということは絶対不可能でございます。これは私の印刷物の中に細かく書いてございます。

じゃ、どうすればいいのか。やはり皆さんが立候補された場合に、法律は守っている、選挙違反はやるまい。要するに、選挙というのには一つの枠に皆さんが立ちまわって、同じ条件のもとに民主主義の代表を選ぶということなんでございまして、一人が抜け駆けすると、ほかもこれはかなわぬというので、みんなが違反すれば怖くないというのが現在の状況でございますが、これでは大変世の中にそういう悪い空気を流していることとございまして、ぜひこれは改めてもらいたい。自分の気持ちから改めてもらいたい。法治主義とかあるいは法の秩序、そういうことは全部吹っ飛んでおります、現在の選挙全体が。

ですから、私は、そういう議員はこれを失格させるべきである。要するに、法律をつくる人が法律に従わないというのには、これはナンセンスです。ですから、そういう人はその座にいる資格はないということをはっきりさせるために、例の当選無効訴訟を提案しているわけでございます。

これをイギリスで一八八三年にやったために、三十年間にしてイギリスの選挙界は全く肅正された。訴訟は一件もございせん。それほどイギリスの選挙は肅正されました。十九世紀の非常にひどい選挙区、腐敗選挙区というのが三十年で全く改まったわけでございます。

その原因はいろいろございましてけれども、今言ったようなこと、なかならず議員諸公がこれ

じやいかぬというふうな考えることでございまして。ですから、その線までとお考えおき願いたい。細かいことは印刷物に譲ります。

○大宅参考人 先ほど申し上げたんですけれども、基本的に私は、政治家だけじゃなくて、日本じゅうが戦後、金という物差しで全部はかるようになってしまったということが大きな根っこなんじゃないかというふうな思っているのです。金ではない名譽みたいなもの、名譽の復権みたいなものが必要なんだろう。今、申しわけないけれども、政治家を尊敬している人たちはほとんどいないと思うのです。みんなではかにして、何か汚いことをやって自分の私腹を肥やしているというふうに思っている。国民の代表で、何かを国民のためにやってもらっているというふうな信頼関係が今基本的にもうできてない。

ただ、それはもう政治家だけじゃなくて、日本じゅうの人々がみんなそうなんです。例えば子供たちが、女の子たちが別に自分の下着を売ったってどうってことはない、こんなものは自分も小遣いになるし、買った人も喜んでるんだし、どうってことないでしょうみたいな、人に迷惑をかけなければいいとか、法律に触れなければ何してもいい、この自由の履き違えみたいなものも一つ大きな日本じゅうの問題としてあると思うのです。

ですから、これは教育の場なんかもそうなんです。教育がおかしくなったというのは、学校の先生が、昔みたいに聖職というのには気の毒だとは思いますが、労働者としての同じ条件を与えてさうけれども、労働者としての同じ条件を与えてさうあげたいとは思いますが、逆に彼らが、私たちは工場物をつくっているのとはわけが違います、人様を、お子さんを預かっている、人間を扱っているんだからという誇りを持っていてほしい。

それと同じことを政治家にも私は持つてほしい。人に何を言われなくても自分で自分を律するとか、金じやない物差しでちゃんとやる。

だから、どうやってたらその名譽を回復できるかということをお考えと、私は、本当にお金が必要

んなら出してやろうじゃないのという話はもう前から出してたわけですよ。それで、みんながお金集めて顔が悪くなっちゃうんじゃないかと、もうちよつといい顔の政治家が出てきてくれれば、少しはみんなも尊敬もするだろうというふうに思っていたのですが、でも、出すことに関しては、その使方は全部透明にしていただかなくちや困るので、私は、名譽を回復することみたいなものが根っこにあるんじゃないかなというふうに思っています。

○大島委員 それから当初、議席問題、投票方式、比例単位問題等について御質問する予定だったのですが、先ほど言いましたように、岡原さんの方からは、もう既に細かいものが出ておりますので割愛させていただきます。

大宅さんの方にはちよつとお伺いしたいのですが、例えば議席配分が異なっているのは、民意の反映が民意の集約かというので、この議席配分いろいろこの委員会でも議論されました。どちらを重視した方がいいのかというのをちよつとお伺いしたい。

それから、投票方式については、これは一票制と二票制というものが出されております。一票制ということであれば非常に二大政党というものに流れていく、二票制を志向すればある程度穏やかな多党制を志向するということが、どちらを考へておられるか等についてお伺いしたいと思います。

○大宅参考人 民意というのはもう本当に難しく、さっきも言いましたが、私は余りとんがったところまで全部制度で押さえようというのは無理だと思います。ですから、大まかなところがつかめて、もし本当に手を下さなきゃいけないものであれば、別の枠でやるというののいいというふう

に思っています。

それから、二票制と一票制に関しては、私も、さっきから言いました、しっばから計算していくというののどうしても納得がいかなないので、二票制ということをお考えます。それにやはり選挙する

側からすると、ああ変わったなという感じがして、その方がいいんじゃないかというふうに思っています。

○大島委員 ありがとうございます。

あと、この政治改革法案の中には入っておりませんけれども、例えば生活者の立場から、使途不明金の問題が非常に今セネコン問題でも出されておるのですが、この問題についてはどういふふう

に考えておられますか、大宅さん。

○大宅参考人 それも申し上げるつもりだったのですけれども、言うのを忘れたのですけれども、それはもう本当に徹底的にやっていたきたいというふうに思っています。

お金が要するという人たちがこつち側にいます、いかに制限しようが要るんだということであれば、どうやってでも入手する方法というのを考えになりますよね。それと、キツネとタヌキみたいな話ですから、そうしたらいろいろお考えになるというのがあるわけですよ。それを引つ張り出せという話がありますけれども、わからないから使途不明金なんて、それはどうなんでしょう、会計のシステムでできるのかどうか私もよくわかりませんけれども、企業献金そのものというよりも、使途不明金の方が私は追及していただきたいと思っています。

○大島委員 時間が参りましたので終わりますが、本日に御両人ありがとうございます。また、特に岡原参考人におきましては、社会党に対する大変温かい言葉も先ほどいただきました。心して頑張ってくださいと思います。

ありがとうございます。

○石井委員長 次に、豊田潤多郎君。

○豊田委員 新生党の豊田潤多郎でございます。お二方の御意見陳述に關しまして、二、三御質問をさせていただきますと思っております。

まず、岡原さんの方からは、天の声ということで、ほとんど結論めいたことが既に妥協案として示されているわけございまして、特にこれ以上お伺いするようなことはないわけございます

が、ただ、現在、政府案並びに自民党の間でいろいろ議論されております中で、かなり重要な問題でコメントのございせんところもあつたように思います。その点、まず岡原さんの方に三點ばかり、私もこれは重要な点と思っておりますところをちよつと御意見を伺いたいと思ひます。

その第一は、三%条項でございます。

これは政府案におきまして、直近の国政選挙で三%以上の得票率が政党要件の一つということになっておりまして、自民党の場合にはそれが無いということでございますが、これは自民党さんの主張ですと、有効投票の一部切り捨てということになりまして、有権者の権利を奪うことになる、場合によっては憲法違反のおそれもあるという指摘があるわけでありまして、逆に自民党の案によりますと、比例代表選挙の単位につきましては都道府県単位を採用している。これは岡原さんの御指摘で二百七十五、二百二十五、政府案がこの点で譲るかわり、自民党は比例代表を全国とするということであるべきだという御提案がありました。

それで、自民党の案によりまして、都道府県単位でやりますと、恐らく三%条項で比例代表の政党要件を律するよりも、有効投票においてそれを切り捨てる部分がかなり大きくなるのではないかと、いふに思われます。例えば、都道府県で二人の区であれば、三%余りを獲得してもその投票が無効になるおそれもありますし、また三人の場合でも二五%、四人ということになれば二〇%余りの得票をしておりまして、それが有効にきいてこないということになります。

したがしまして、私は、自民党の主張される都道府県単位で比例代表選挙の単位を見るべきだという主張と、それと絡むのですが、政府提案の三%条項が憲法違反だというそりを免れない、これはどうも主張に矛盾があるような気がするわけでございますが、その辺につきまして岡原参考人の御意見をお伺いしたいと思ひます。

○岡原参考人 国民の声をどの程度に集約するかという問題でございますが、これは法律で規定すれば余り憲法違反の問題は起きない、その規定の仕方にもよりますけれども。したがって、私は集約する方法として大体こんなところはどうかという意味で賛成する、こういうわけでございます。

これが都道府県ごとに分けた場合がどうかとか、そういうことをそれぞれ利害関係を論じてまいりますと、非常に難しいといひますか複雑になってまいりますけれども、大きなところでそういうふうには押さえるならば、私は三%でもよろしい。三%、五人、三十人といったようなあの政党を認めるあるいは届け出政党を認める、そういう形、これは大体いいんじゃないか、こういうふう

に考えております。

○豊田委員 どうもありがとうございます。引き続き第二、第三の点になりますが、これはお金に關係することになりまして、一括して申し上げたいと思ひます。

第二の問題は、いわゆる企業・団体献金の取り扱いでございます。また、それに関連すると思われまが、第三の問題として政党に対する公費助成、この点でございます。

岡原参考人からの御意見の陳述の中に、ちよつと企業・団体献金、また政党助成、この点のコメントがございせんのでしたので、今政府案、自民党案、もう中身はよく御存じだと思いますが、その点につきましては御意見ございましたら、よろしく願ひいたします。

○岡原参考人 企業献金の問題につきまして、例の昭和四十五年の最高裁判決がございまして、けれども、あの読み方について自民党の中で非常にあれをルーズに読みまして、その一部だけを読んで企業献金差し支えない、何はでもい、こう解釈しておりますが、あれは違います。我々の立場からいいますと、我々といひますか私の立場から申しますと、あの企業献金というのは、法人がその定款に基づかずして、しかも株主の相当多数が反対

する金の使い方でございまして、これは非常に問題がある。

アメリカで十九世紀末にマッキンレー大統領が当選したときに、事務長が非常に企業献金をあつちこつちから集めて、当選したら、これどうしてくる、見返りを欲しいと殺到いたしました。大問題になったことがございまして、それで一九〇七年に連邦中央銀行その他を中心とする献金禁止の法律がございまして、それがだんだん広がって、現在には会社並びに団体すべてについて献金が禁止されております。許されるのは、ある州によって、教育とか慈善とかあるいは福祉とか、そういう問題ならばまあよろうという判例あるいは法律はございまして、非常に窮屈なものなんです。

本来営利団体である会社でございますから、非取引行為、つまりもうけにならぬこと、これをやることは株主に対する背任になります。もし見返りを要求するような献金でございましてと横断罪になるおそれがある、そういう性質を持ったものでございまして。

今まで事件を起こしたのは、要するに横断罪になったのが挙げられておるわけでございますけれども、そういうことは要するに企業献金にそのものと、原因があるわけでございますので、これはぜひ小さくしていきたい。あの判例の中にも、認められる範囲は極めて低いというふうに細かい意見の中に書いてございまして。

そういうふうなことで、あの判決をもとにとつて、企業献金は何はでもいというふうな考え方はやめてもらいたい。先般、三塚さんがそれを言いましたので、私は判例の解説のプリントを持っていきました。三塚さん、これ上げますからよく読んでおいてください、これを読んだ以上は企業献金は自由であるなど大きなこと言わぬでございといひて申しておきまして、その後そういう声は聞いておりませんけれども、そういう性質のものでございまして、ぜひこの点は企業側も考えなきやいかぬし、政治家側といひますか、献

金を受ける側も考えていただきたい。

その意味で私は、個人献金については、やはりこれは個人から個人に対する献金というふうなアメリカ式の考え方でなきゃいかぬ。それから会社からのもの、もし認めるとすれば、これは政党に對するものに限るといふふうなことでなければいかぬと私は考えております。

以上でございます。

○豊田委員 今の岡原さんの御答弁は、まさに政府案、我々連立与党が後押しをいたしましたして政府が提案させていただいている案と同じというふうな理解させていただきたいと思ひます。

それからもう一点、重ねて恐縮ですが、政党助成の問題。これが自民党案によりますと国民一人当たり二百五十円、政府案ですと国民一人当たり三百三十五円ということと計算される。約まあ自民党案ですと三百九億円、政府案ですと四百十四億円ということになります。

その点について自民党からは、政府案は非常に金額が多過ぎるという指摘もあるわけですが、逆に私は、今までのような政治家個人への企業・団体献金を認めておきながら、さらに約三百九億円、一人当たり二百五十円の政党助成を認める自民党案の方が少し問題があり過ぎるのではないかと一貫簡単にお願いいたします。

それで最後に、済みません、大宅さんに総括的に御質問いたしますので、岡原さん、ひとつその点の政党助成のこと、簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

○岡原参考人 公費助成の金額の問題でございしますが、実は私としては、どっちがいいかということとを申し上げかねる。

というのは、この金額の問題について、實際どれだけ金がかかるかということについてよくわからないのです。要するに、現在の使い方というものが非常に野方図な使い方をしておりますので、まあそう言っちゃ悪いけれども、それを基準に三分の一とかなんかないのかというのをおかしいし、要する

に、納税者としたしましては少ない方がよろしいと。

しかし、先ほど言ったように、企業献金を徹底的に少なくするならば、その反対として国民は、この政治家、国民のために働いておる政治家の活動のために、正しい活動のために金を出すのは当然であるというふうなことでございまして、あとはひとつお任せいたします。

○豊田委員 わかりました。大変どうも示唆に富む御意見ありがとうございます。時間もあと残り少なくなつてまいりました。

最後に大宅さんの方に、今までの岡原参考人と私の間でのやりとり、また岡原参考人の配付なさいましたこのペーパーをこちらになりまして、一番最初に、生活者のスタンスから政治改革を何としても早く成立させるべきだという御意見が冒頭にございしましたけれども、我々政府、また連立与党はできるだけ年内にこれを何としても成立させるべく、何とかこの自民党との間の溝を埋めたい、何とかその案を成立させたいということで努力しているわけでございします。

その点につきまして、まさに岡原参考人からは大変示唆に富む具体的な御指摘があったわけですが、この点を総括的にこちらになりまして、大宅参考人の方から、このような形で妥協案なりまとめ方につきまして御意見がございましたら、最後にお願ひしたいと思ひます。

○大宅参考人 先ほどから申し上げているんですが、政治改革が政治家改革でとまらず、本当に日本の国の政治を変えるためには早くやってほしいということが基本です。

さっき私、申し上げるのを自分で書いてきて忘れたんですが、バツつけたというのが岡原参考人から出てきて、そうなんだ、そうなんだと思ひました。棄権する人が多いとか国民の意識がと言われるたびに、だつて入れる人いなんだもん、バツつけてくれるなら行くわよという声がたくさんあるわけですよ。だから、そういう意味でバツつけるというのを私大分前にテレビで言っ

たことがあるのです。そしたら、そんなもの無理ですと言われて、一言のもとに却下されてしまったのですけれども、法律の専門家が言ってくださっているから、もしかしたらこれは見込みがあるなと思つて、ちよつと楽しみにしています。

それから、今のお金なんです、お金も納税者としては少ない方がいいと岡原さんおっしゃいましたけれども、長期的に見て本当に政治家の皆さんがお金集めに腐心しなくて済むようになるのであれば、私はお金がかかってもいいと思つていゝわけです、本気で。多過ぎるって、何に比べて多過ぎるかというのには別に基準がないわけですから。

で、最初の話に戻りますけれども、どこまでの活動が政治活動として認められて、民主主義のコストとしてはどこまでだということをどうにか出す方法というのはないのでしょうか。それを基準にして、じゃこのぐらい要りますねという話が逆に出てくる話で、一人頭何円という話ではどうしてもないような気がするのです。

以上です。

○豊田委員 時間が参りましたので、これで質疑を終らせていただきます。お二人の参考人の方、大変どうもありがとうございました。

○石井委員長 次に、逢沢一郎君。

○逢沢委員 自民党の逢沢一郎でございます。お二人の参考人には、きょうは大変お忙しい中お出ましをいただきまして、貴重な御所見をお伺いすることができました、心からお礼を申し上げます。

私に与えられました時間は四十分ということでございしますので、早速幾つかのことにつきまして質問をさせていただきたいと思つております。

政治改革の議論も既に相当な時間、日数を要してまいりまして、いよいよこれからが本詰り、まとめ、与野党の合意点を見出す、そういう一番大切な時期に差ししかつたというふうに認識をいたしております。もちろん、国民多くの皆さんの期

待にこたえて、どうしても今回は政治改革をなし遂げなきゃならぬ、私ももうそういう強い思いを持ってこの改革の議論に積極的に参画をいたしているわけでありまして。

冒頭の意見陳述の中で既にお触れをいただいたことも多少重なるかと思ひますが、今回の政治改革は、まあ考えてみれば日本の政治の土俵あるいは枠組みをもう一からつくり直す大変な大事業というふうな言えらると思ひます。この政治改革ができなければ、経済の構造の見直し、あるいは行政や財政の本当の意味で突っ込んだ見直しもやはりできない。政治改革が一つのネックになっている、それは確かかな話ではないかと思ひますし、まあ癒着という言葉が適当かどうかはいろいろ議論があるかもしれませんが、確かに政治の世界、そして官界、経済界、これらの関係もやはり見直されてしかるべきだな、そういう率直な実感をも持つわけであります。

そこで、岡参考人にお伺ひしたいわけでありますが、今回の政治改革が実現をした際には、これは与野党がここまで歩み寄っているわけでありますから、まあ常識的には合意点、妥協点というのはその中間に求めるといふことになるわけでありますが、政治改革ができた後の経済やあるいは国民生活や国民意識に、それはいろいろな大きな影響があると思ひます。

その影響というのは、やはりプラスの影響にしていかなきゃいけないというふうに積極的に私どもとらえているわけでありますが、この政治改革ができたというところで、まあ大きく言えば日本の経済社会が、あるいは国民生活の実態やあるいは国民意識がどういふふうに変化をするという展望を岡参考人がお持ちであるかということをお伺ひをいたしたいと思ひます。

○大宅参考人 とりあえず、何しろこれをクリアしていただかないと、何も見えないということだと思ひます。

今、生活者側としては一番困るのは、あなたたちが物を買わないから経済が、景気が悪いと言わ

れると本当に困るので、実は私たちは、今まで新製品が出たといつては、みんなも買ったからといって買わされて、使えるのだけれどもまたそれを捨てて新しいものを買おうというのをやってきた。洋服が、こしはこれがやりですと言われると、もうたんとすがいっぱいの買ったきた。今になってよく考えると、別に洋服も着られるものはたくさんあるし、もう入れるところもないし、車も普通に動かし、電気製品もみんな壊れてないし、ああこの方が人におられないで結構コンフォタブルで、この方がいいのだというふうに思っているわけですね。

ただ、そうやると日本経済の活気がなくなってしまうんじゃないかというふうに言われるのですが、今までみないにいつも右肩上がりですごくいくというの、どう考えても無理です。環境問題を考えても南北問題を考えても、日本がこれ以上のせいたくをするというのは無理です。でも、人々がより豊かな暮らしをしたいというこの願望を抑えることは無理です。江戸時代みたいになって、みんな仙人みたいに洗濯板で洗濯してみたいな話というのは、そこに戻ることとは絶対無理なわけですね。じゃ、どういう形がといるのが見えてないわけですね。今の不安です。老後の不安と、どういふ日本の社会というのがあるのかというのが見えていない。その根っこが、企業なんかはもう結構リストラが始まっていますし、動き始めているのだけれども、一番の根本である政治が一番おくられていること。そこが動いてくれないと、さっきから言っているような政治家の癒着とか、本当は私たちに欲しいところにお金が流れてないということですね。それがみんなにわかってきたわけですね。

それが本当にうまく流れるようになれば、ただただ人がやっているぜいたくを私もしたいというのではない、本当の豊かさの実感できる暮らしというのができる可能性があると思うのです。それ

れを見せていただければ、ああそうか、みんなにおおられて、こうやって人の物差しであおられていたのじゃなくても、今までに変な要らないところに流れていた金私たちが向けて来るようになるのだわということになれば、私たちが将来に對して明るい見通しが出るはずだと私は思っています。

ですから、何しろやっていただかないとだめなので、やっていただければ多分その見通しが見えてくるのじゃないかと思っています。

○岡原参考人 今度の細川内閣成立とともに日本の政治情勢ががらりと変わり、恐らくこれから行政改革、財政改革が進められる段階になると思います。そのために、国民が一致して推す議員の皆さん方による思い切った改革を私は希望いたしており、またそれができると思っています。

例えば、地方行政の根本的な改革と申しますか、中央集権を分散いたしまして地方にこれを与える。その一つの方法として例えば許認可事項を整理する。これは今一万九百件あるというのが大分減つてまいりつとありますけれども、まだ不徹底でございいます。これはやはり地方の住民に直結するそのそれぞれの地方事情による裁定をすればいいのでありまして、中央で一々細かいことまで枠をはめる必要はない。それによって日本の経済は動きが非常に悪くなっているのみならず、対外的な関係においても非常に不利をこうむっております。

例えば、アメリカの方から経済使節がやってきてまして、日本の談合のあり方について文句を言っております。これは当然であります。いかにも不公正なこと、私は千葉の検事正時代に大きな談合事件を検査いたしまして、そのときに、その談合問題の最も中心の悪い点はどこかということを見つけてまして、これを当時の事業主体である県知事に進言したことがございました。今度のゼネコンの検査によりまして、恐らく検察庁のみならず、政財界ともいろいろな談合の悪い点について徹底的に考え直すいい機会だと私は思

ております。

ですから、今度の政治改革と同時にこれを断行していただきたい。こういうふうな従来の悪弊を根本的に直していただきたい。従来は、ともするとこの政財官のトライアングルという、がっちり組んで、その間に構造汚染を繰り返しておつたというところは、この政治改革によって新しい空気が日本に導入され、それに伴って今のような諸改革が割合にやりやすくなってくるのじゃないかろうか。

細川さんも武村さんも地方行政の責任者たる地位におられた人でございしますので、そういう問題点はことごとく御承知のことと思いますので、それを片っ端から直してもらいたい。そういうことをすることによって日本の経済全体が明るくなつて、そうして今の不況の打開にも若干の寄与するところがあるのじゃないか、こういうふうな考えますので、ぜひこの改革は急速に、しかも間違いないこの国会内で成立させていただきたい、かように考えるわけでございます。

○達沢委員 ありがとうございます。

そこで、今回の政治改革に伴って、じゃ一体将来の政党政治像、政権像をどう展望したいのか、そういうことはまさに当事者である我々の間でも大変議論をしているわけでありまして、両参考人それぞれ理想の政治の姿、ある程度具体的に持つて持たないのか、あるいはおぼろげながらこういうスタイルというのが将来の日本にあるべき政治の姿じゃないかというふうにお考えなのか、その辺のところを伺いたいわけでありまして。

一つよく出る議論では、二大政党制があるいは穏健な多党制という言葉がよく使われますが、幾つかの政党あるいは政治グループに分かれての政治ということがよく議論になります。

二大政党制ということになりますと、これははっきり政権は単独で一つの政党が担うということになりますし、多党制ということになれば、例えば今回の並立制でも、小選挙区と比例区の割合によつても、多党制でも場合によつては、選挙制

度によつては単独政権も可能でありましようし、あるいは制度によれば、ちよつと当面はこれは連立していくしかないということが制度上もたらされるということがあろうかと思ひます。

単独で政権を担うということになれば、それは何といつても責任の所在がはっきりするし、政党政治そのものが機能すると思ひます。やはり何か物事にレスポンスするときに早い、責任も明確だ、そういうことがあるでしょう。

あるいは連立政権ということになれば、どうしても公党間で議論をしなければいけない、相対的には時間がかかるということになるけれども、しかし、民主主義を考えれば、その政策ができ上がってくる、あるいは物事が決定されるプロセスが国民に見えろということが政治の成熟に随分意味があるんだという評価もあろうかと思ひます。が、両参考人、どうでしょうか、御自身が将来の日本の政治、どういふ政党政治を望んでおられるのか、あるいはこうあるべきじゃないかということをお考えなのか、時間の都合もございいますので、ぜひ御所見を簡潔にお伺いしたいと思ひます。

○大宅参考人 さっきからちよつと申し上げたのですけれども、何かしつぽを、結論を先に決めて、それをやるために制度を変えろというの、私はどうしても余り好きじゃないのです。

例えば駆けつけがあったとする。この子はいつちも一等賞になるので、この子を二等賞にするためにスタートで何か変えよう。何か駆けつけというのには用意で速さを競うわけですね。それと同じに、主たる目的が、国民の民意を反映して、国全体を見たときに一番いい政治を行うという前提があつて、そのためにどういふシステムがいいか。その結果がどうなるかは国民の意識の問題なんです。だからアメリカの二大政党というの、のがいいみたい。だから二大政党という話というのは、どうも私は違ふんじゃないかという気がしてしやうがないのです。

だから、基本的に政治家がちゃんと政治活動が

できて、その政治、政策を論じている場が全部我々によく見えて、みんながちゃんと論じ合つて、では今これですわねというちゃんと意思決定の過程が見えて、それをチェックする国民の意識もちゃんとあつて、変なことをしたら落とすというちゃんと国民側の力もあつて、結果がどうなるかは、それはもう見えないとわからないということなんじゃないかというふうに私は思っています。

○岡原参考人 十九世紀にイギリスにグラッドストーンという有名な政治家がいました。あの方はもともと金持ちのお坊ちゃん、保守党の有力メンバーでございました。ところが、保守党が単独政権でございました。これに競うものがないというので、わがまま、横暴が暴つたために、この有力なメンバーであるグラッドストーンが保守党から分裂いたしました。自由党を創設いたしました。

そうして、両党が切磋琢磨することによって政治はよくなるんだという旗印とともに、保守党の党首であるデズレリーと議会議長のあり方、民主政治のあり方についていろいろ協議をいたしました。それが一八八〇年の大きな選挙違反の発生を契機といたしまして、例の腐敗防止法ができることになった経過がございます。

そういうふうなことから見ますと、この大政治家と言われる方も、一党独裁ではこれはどうもいかぬ、わがままが高じて悪いことをして、お互いにかばい合うというその弊風がなくならない、やはりこれは反対党が健全に育つて、これとの間でいろいろ競争することによってなければ国民が助からぬというふうなことに気がついたのでございます。

それと同じでございます。自民党四十年の、正確に言うると三十八年ですが、この長年の一党独裁、この間の自民党の功績というものを私は高く評価しておると同時に、その末期に近づくに従つて、そのおごりがついに今度の金丸事件に至つて最高潮に達したというふうに見るわけでございます。これを繰り返してはいかぬ。そのためにはや

はり野党が育たなければいかぬというので、私、今度の選挙の前後を通じて新聞にいろいろ投書いたしました。日本の政治のあり方はこうでなければいかぬというふうなことを考えてやつた次第でございます。

細川内閣が曲がりなりにも八党の協力で成立いたしました。極めてこれはまだ脆弱でございます。しかしながら、この脆弱な与党を自民党の皆さんが今のうちにつぶせというのでしきりとやっておるあの姿は、私は好まない。ぜひ与野党協力して、日本の国民のためにどういう線が一番いいのかというふうなことをやっていたきたいというふうなことを考えてございまして、私は、最終的にはやはり二大政党的な存在でなければいかぬ、そういうふうなことを考えてございまして。

ただ、現在、議会議長の模範国と言われるイギリスにおきましても、先般の総選挙におきまして第一党、第二党のほかに第三党、四党がかなりの数を、三十名ですか、とりまして、これは二大政党といつても、そういう国民の相当多数に上る少数意見というものは尊重しなければいかぬというので、二大政党といひますか、小選挙区見直し論が出ております。

そういうことも御参考になつて、私は、最終的には二大政党と申しますか二大ブロックと申しますか、とにかくそういうものの中で政権の争奪をする。こつちがまた二つに割れることもあるだろうし、こつちが三つに割れることがあるかもしれぬけれども、とにかく二つのブロックが相互に政権をやつたりとつたりする、それによって国民は最も自分たちに有利なことを考えてくれる政党の方に投票するというふうなことをやる、その切磋琢磨が必要であるというふうなことを考えておるわけでございます。

○遠沢委員 そこで、続けて岡原先生にお伺いをいたしたいのですが、先ほどちよいだいたしたレジュメの二の七番のところの投票の仕方ですね。小選挙区で選ばれる候補と応援したい政党が食い違う場合が多い。その現実を無視でき

ない。したがって、現在においては二票制がよい。しかし、今言及しましたように、将来的には一票制への移行を考慮というふうなお考えをここで示しておられるわけでありますが、これを拝見いたしまして、かなり現実直視型というか彈力的というか、そういう思いを持ちました。

今回、中選挙区制度から決別しよう、小選挙区を中心とした、そしてそれに比例代表制を加味した新しい選挙制度に移行しようというその決意の背景には、何といひますか、制度ですからどつちが百点満点ということではないけれども、ここでは本当に日本の政治が大人にならなければいけない、やはり政党中心の、政策本位のそういう選挙をやりたいものだ、そういう政治をやりたい。そのことを通じて、少し言葉を使えば、日本の民主主義を成長させていこう、成熟させていこう、そういう一つの政治の決意といひますか意図といひますか、それを十二分に発揮をしたい、そしてそのことを正しく国民の皆様にも理解をしていただく。

こう言うところと恐縮かもしれませんが、これも、国民の皆様に対して、そういう意味でより教育的であり啓蒙的な今回の議論をしたいと思つておられる政党中心、そして政策本位の政治にこれからなるのですよ、したがって、こういう制度にいたしました、そういう目的意識がしっかりしていなければいけない、そういうふうな思ふのです。

その点で、一票制ということは今までの中選挙区から考えれば相当程度二大政治ブロック化を促進するということ、かなり気持ちの上で、一気に変わったなということ、戸惑いは恐らく国民の皆さんの間にあるでしょう。しかし、それを思い切つてやるのがまさに政治改革の意義であり、そこに新しい政治をスタートさせようという国会の意欲というか、決意が内外に示されるものではないか。

ことは、ここで大きく変えるのだということについてはどうしても譲れない制度なんだという考えに立っているわけでありますが、改めて先生の御所見を伺いたいと思ひます。

○岡原参考人 一票制か二票制か、どつちがいいかという問題でございますが、今おっしゃるとおり、理念的には確かに国民の意識というものは分裂しちやいかぬ、小選挙区となつた以上はこつちをとるか、こつちをとるかとはつきりしろ、これはもうこつともございまして。

ただ、現状を私つぶさに見ておまして、それですべての問題を割り切ることができるといふ観点から実は見直したわけでございます。今の一般庶民の政治意識の程度におきましては、そう言つちや悪いのですが、これを割り切る能力はまだ不十分でございます。

私はそう考えておまして、これを今すぐ一票に割り切つてしまえばかなりの混乱ができる。結局わけがわからぬから、何といひますか、棄権しておけというふうな走れちや困るというふうなことから、その意思が那邊にあるかということ、まず今回の法律では二票にして、そして国民の意識の分裂がどの程度あるかということを確認して、その上で考えた方がいいんじゃないかと、私の考え方でございます。

これはぜひ自民党でもお考え直しといひますか、ほかの問題と関連いたしまして、この程度のこととはひとつ譲つてもいいじゃないかというふうな、大きなところからこれまた成長していただきたいというふうなことを考えてございまして。

○遠沢委員 その大きなところから考えれば考えるほど、やはりこの問題は本当に大事だな、あえてそうすることによって本当に政治を変えることができる、私はそのように考えているわけでありますが、さらに国会において議論を深めてまいりたい、そのように思ひます。

時間も限りがありますので、次のテーマに移りたいわけですが、大宅参考人にお伺いをし

たいのですけれども、先ほど政治資金、民主主義、政治のコストの負担のことについてお触れをいただきました。どこまでが必要なものなのか、それを明確に示し、それが言ってみれば政治本来の活動であり政策の研究であり、そういうことならば私も喜んでそのコストを負担しよう、そして、国民大多數もきつとそういう思いを持っておるに違いない、そういう意見をお述べをいただいたわけであります。

大変そのとおりだというふうに思うわけでありますが、今回議論になっております公費の助成、政党への公費助成でございます。これは御存じのことと思うわけでありますが、改めて御紹介申し上げますと、連立与党案は総額四百十億円で、総理がよくおっしゃっておられましたように国民一人当たりコーヒー一杯、それを割り算いたしますと一人当たり三百三十五円になるわけであります。それに対して自民党の案は総額で三百九億四、一人頭二百五十円という格好になっていま

す。そこで、ここはちよつとという議論があるところだろうと思うのです。つまり、せっかく国会に当選しても、何だかいろいろ聞いていると、政治活動のための必要なお金を、あるいは次の選挙のための準備のお金を、持っている時間、エネルギーの七割も八割も使ってそればかりやっていて、一体何のためにあなたは国会議員になったの、よくそういう話がジャーナリズムを通じて我々の耳の中にも飛び込んでくるわけであり

ます。確かに、私も国会に出させていただいて足かけ八年目になるわけですが、いささかそういうことにエネルギーを使ってきたということは否定しないわけでありますが、しかし同時に、忘れていけない議論があると思うのです。つまり、極端に言うと、じゃ国会に当選してきたら、じつといても自分の所属する政党を通じて公費がもらえて、それでもう政治活動が、まあ余裕とはいかないかもしれないけれども、賄う

ことができるということ、本当にそれで政治がいんだろかな、あるいは政治家がある意味で成長するのかなというところも、これはまじめに考えておかなければいけないところだろうと、実際に自分自身がやってみてそのことを感じるわけであります。

もちろん、国民の皆様の御理解をいただいて公費をいただかなければいけないところもあるでしょう。しかし、私の感覚からいえば、そうですね、全体の政治活動に必要な、上限が四分の一か二割か二割五分か、そういうところにむしろとどめるべきではないかな、そういう意見を持っているのです。

と申しますのも、やはり政治家というのは、当選をした後も引き続き自分の政治に対する理想や夢や政策をできるだけたくさん皆さんに語って、こういう人間ならば自分のポケットマネーも出してもいいな、あるいは自分のうちには中小企業でなかなかそんなに大変なことではないけれども、月々五千円とか一万円とかそういう金額ならば出してもいいな、そういう部分をむしろここで忘れるべきではないかなというふうなふうに思います。

ちよつと差しさわりの話になるかもしれませんが、せんけれども、そのときの勢い、ブームとにかく当選をしてきてしまった、当選した。その意思というのは国民の意思だし、国民の選択でありま

すから、それは大変貴重な結果であろうかというふうに思うのです。ただ、この前の総選挙が終わった後テレビを見ていましたら、選挙が終わった二日か三日後ですよ、テレビを見ていたら、あなたはどの方に入れましたか、たしか東京の団地の奥さんだったと思えますけれども、いやあ、だれに入れたか忘れしました、選挙には行ったんだけど忘れしました。どの政党に入れたか、いやあ、それともたしか新しい何とかという政党だったと思うけれども、どの政党に入れたかもよく覚えていないし、だれかも忘れた。わずか選挙の二日、三日後ですよ。しか

し、そういう形で当選された方も、もちろん国民の意思を反映した立派な議員であるし、それは有権者の一つの審判だと思ふのです。しかし、その後いろいろ何か経歴とか、その前の行動に問題があったということも一部報道もされました。つまり、そういう意味で本当に、選挙というの

も一つの我々政治家にとっては高いハードルであるけれども、しかし、それだけでいいんだろとか。政治家がみずからの仕事をしていくために自分の考え方を述べて、それに共鳴、共感をしていただける方の浄財を集めていく。その部分をなくしてしまふということは、私は、政治にとって重大な問題を引き起こすことになるのではない

か。ただ、もちろん企業献金にいたしても、一つの会社から何百万円とか、そういう単位になるとそれは問題外でしょう。したがって、本当に節度ある、自民党の案では一つの政治資金調達団体に月々二万円までという制約を設けているわけでありますが、そういうことはむしろ今私が申し上げたような意味で生かしていかなければいけません。それこそが国民の皆さんにもより政治に参画をしていただく一つの大きな手段として大事にしたいというふうに考えているわけでありま

すが、大宅参考人の御意見を伺えたらと思ひます。○大宅参考人 全部お上で丸抱えというののいいと思つてはいるわけじゃないです。さつき個人が出すというのはほとんど私は夢だということを申しました。個人が出したくなるような政治家になつていただきたいということなんです。

さつき、それじゃもらっただけで、国会に座つていてばうつとしていふようなお話がありましたけれども、今ばうつとしていられるのは、みんな立法案を行政にやつてもらつていられるからですよ。議員立法を皆さんが本当におやりになるようになったら、ばうつとしていられるはずがないわけですよ。だから、本当に政治家が自分たちの手で自分たちみずからの政策をつくるんだということになれ

ば、多分そんなばうつとしていられる暇はないと思ふし、それをやってくださるようになって、この政治家はこういう政策を出したという人よとかというのが私たちみんなに見えてくるようになるれば、多分私は自分でこの人には出しようというふうになると思ふのです。今の状態だとだれもそんなものは見えないわけですから。基本的には、さつきおっしゃいました自分たちの仕事というところまでやつていただかなきゃ無理なんだと思ひます。

○岡原参考人 アメリカのPACの制度をちよつと御説明申し上げたいと思ひますが、アメリカの企業PACと申しますのは、企業献金を禁止することかわりに、その企業内に働く人たちの一人一人が例えば一ドル、そういう細かい金を献金することを喜んでやるというふうになっておるのが企業PAC制度でございます。ぜひそういうふう

に日本でもいつてほしいと思つております。それからもう一つは、やはりこれをもち限りは正しく使つてもらひたい。会計検査とは申しませんけれども、厳重な監査をして、それが国民に公表されて恥ずかしいような使い方をしたいだきたい。使ひ方にもよると私は考えます。以上、ちよつと簡単に。

○達沢委員 ありがとうございます。お金のことについて引き続きちよつと議論もしたいんですが、いわゆる企業献金ははなから悪なんだ、性悪説、そういう議論もございすね。どうでしょうかね、そう思ひになりますか、そうではないと思ひになりますか。

○岡原参考人 企業献金そのものが悪とか善とかということよりも、法律的に余り理屈は通らないものであるということだけは申し上げたいと思ひます。それはどういふことかといふと、さつき言つたとおり、法人というのはその定款なり寄附行為に定められた事業の範囲で生きていふものでございまして、それ以外のものについてはできない、つまり適法性がないわけでございます。その

とになっておりますし、国民の皆さんも腐敗を防止せよ、ここに一番の政治改革の問題点、原点といたうことを見ていると思うのですが、結局選挙制度を変えても腐敗はなくなるというところは、世界各國の例をみても大体あらわれていると思うのです。

そうすると、この腐敗防止には別な手法を考えなければいけないということも出てくると思うのです。随分その点についてお書きになっておられますが、この機会に改めて伺ってみたいと思えます。

○岡原参考人 選挙制度とそれによって選ばれた議員による腐敗、これは直接の関係はございません。ただし、今の中選挙区制度というものがかなり同土打ちをやる、その結果非常に金の乱れ飛ぶ状況がある。要するに中選挙区の制度疲労が甚だしいということも、これはもう間違いないところでごさいます。腐敗の一つの原因をなしていることは、これはもう間違いないところでごさいます。金が要るからあちこちもらって歩く、それで結局悪い金に手を出すということの繰り返しでございまして、これを徹底的になくするにはどうするか。

これは、私がイギリスの腐敗防止法の制定並びにその後の経過について研究したところによりますと、やはりそういうことをした議員を直ちにその籍から外すという資格剥奪という制度が功を奏しているように考えるわけでございす。のみならず、議員の方ではなくて一般有権者についても、公民権を停止するということを徹底的にやっております。

例えば公民権停止の結果どうなるかというところ、公職につくこと自体、公職ですよ、一般公職につくことに差しきわが出来る。単に投票ができないう、選挙に立ってないというだけではなくて、公職にもつけないというほど厳密なことをやったわけですから、それから、議員についてはその選挙区から永久に立候補禁止、これは現在は今今の国民代表法で変わらまして、たしか十年間というふうに停止

期間が短縮されておりますけれども、それほどのことでイギリスは立ち直ったわけでございす。ですから私は、そういう法律からはみ出して選挙運動をした者は一種のアウトロー、つまり枠外に出た人であるから、これに對する法律的な保護といひますか、これは外さなくてはいいかぬ。そのために、そういう人の意見は国会に反映さすべきではない。同時に、金をもらった方の有権者についても、同様これを排除すべきであるということ徹底してやっただけに、イギリスはこれに成功したわけでございす。

そういうあれから考えますと、落ち着くところはやはり資格を停止するという、当選無効並びに立候補停止のみならず、選挙権も停止するという公民権停止の方向でこれを徹底してやらなければ、私はよくならぬと思ひます。ですから、そういう方向に私は今動きつつあるわけでございす。

○吉井委員 結局、選挙制度を変えても腐敗はなくなるないわけで、ですから、中選挙区制であれば、制度疲労というものは全く違う議論であつて、中選挙区制でいうならば定数の抜本是正とか、そして徹底した腐敗防止のための手法を導入することが、制度としての疲弊というものを生み出さないという最大の問題であると思ひます。

連座制と公民権の停止の強化を中心とした公職選挙法の改正などを具体的に提起されたりしていらつしやいます。つまり、入った金の使ひ方の問題ですね。もう一つは、入る金を規制するという問題があると思ひます。

入る金については、いろいろ法律はあつても、小口分散化して届け出ないでもいいようにする脱法行為を行うとか、あるいは広告料名目のやみ献金など、いろいろな抜け道をそのままにしておいたのでは結局だめなわけであつて、ですから、どういう法律をつくつても抜け道があるというの、要は企業・団体献金を全面的に禁止する以外に結局防ぐことはできないわけで、参考人の方も

先ほど八幡製鉄の判決に関連して、本来個人から個人へというお話であります。この企業・団体献金の全面禁止ということについてはどういふうなお考えでしょうか。

○岡原参考人 できればそういう方向に行きたいと思ひます。ただ、あの判決をよく読んでいただきますとわかると思ひますが、これだけ企業献金がある当時、あれは昭和三十五年の事件でございす。行き渡つておつたのでは、最高裁があれをやれるわけがないです。違憲であるとか違反であるといふふうなことに、全部の候補者がひっかかるような、そういうことは実際上としてやれない。したがって、あれは助けた判決、俗に我々助けた判決といふものでございす。

ですから、方向としては、詳細に読んでいきますと、これは極めてその範囲が狭いんだということを書いてございす。あれによつて考えていただきたいと思ひます。

それからもう一つ、選挙制度とは直接の関係がないと言つたのは少し言い過ぎでございまして、中選挙区制度の同土打ちが候補者の金を欲しがる意識を高めたといふことは、これは間違ひございせん。そこで、ある議員の議員が、選挙が近づくと泥棒をしてでも金が欲しくなる、あれが心理だと思ひます。私は、その気持ちはわかりますけれども、そうあつてはならない。ぜひその点は議員諸公並びに立候補する方は考えていただきたい。

それで、中選挙区制度の制度疲労の状況その他について今さらここで議論する必要はないと思ひますけれども、民間政治臨調におきまして例の「日本変革のヴィジョン」といふ本をまとめて最終に出しております。あれをぜひ皆様お読み願ひたいと思ひます。日本の進むべき方向が書いてあると私は考えております。

○吉井委員 その問題については、ここですつとやっておりますのでおききますが、最後に一点、国の公共事業を行うゼネコンが国政選挙に参加してきて、ゼネコン選挙対策本部までつくつ

て、人も金も機材も含めて寄附行為を行つたり、特定候補者の選挙運動を行つてゐる問題などもあります。ゼネコンも下請も、選挙応援しないとかの国などの公共事業が天の声でもらえないということにで援けたりしているわけですが、候補者の側の中にも、ゼネコンの応援を受けております。当然のことだと言つておる人もおるわけですが、これではゼネコン汚職が絶えなくなりすね。

そこで、私は最後に一点お聞きしておきたいのは、こういう問題は公職選挙法百九十九条や二百二十一条が不備なのか、法を厳正に執行しない方がうまいのか、この点についての参考人のお考えを伺いたいと思ひます。

○岡原参考人 ゼネコン汚職にも関連いたしますが、今回の選挙の最中にある大臣が関係の企業に寄附を仰せつた、あれはとんでもない話なんでございまして、今おっしゃる百九十九条、二百条、罰則が二百四十九条、あの辺にございす。

結局あつて規定が設けられた趣旨は、これをちよつと踏み外すと、契約関係があればそれにひつかります。同時に、それに職務関係が絡むと潰職になります。これは非常に公務員の道徳にも反することです。これは非常におかしいこととはぜひやめていただきたい。私は、あつていふことを大臣が言い出すほど当時の自民党はおつておつたといふふうに解釈しております。

○吉井委員 終わります。

○石井委員長 これにて午前中の参考人に対する質疑は終了いたしました。

両参考人におかれましては、貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

午後一時より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三分休憩

午後一時開議

○石井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま御出席をいただいております参考人は、上智大学教授猪口邦子さん、慶應義塾大学教授小林節君、東京大学教授佐々木毅君であります。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本委員会での審査に資するため、それぞれの立場から忌憚のない御意見を述べさせていただきます。

次に、議事の順序であります。猪口参考人、小林参考人、佐々木参考人の順序で、お一人二十分程度に取りまとめて御意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑にお答えをいただきたいと存じます。

それでは、猪口参考人をお願いいたします。

○猪口参考人 きょうは参考人として意見を表明する機会に恵まれましたことを大変光栄に存じます。

私の専門は国際政治でございますが、世界の日本のことを考える一人の研究者として、あるいは一人の市民、あるいは母親として、この重要な問題について意見を述べさせていただきます。

政治改革への議論に熱心に取り組んでくださいましたことについては敬意を表したいと存じますが、ここで改めて、何のための改革であり、それから政治改革法案を評価するときの基準とはどういうものかということについて、かなり根本的なこととさせていただきます。お考えいただくとお願い申し上げます。

私が思いますに、以下のような評価基準を強く意識することが重要であり、どのような政治改革法案も以下の点を補強する必要があると思います。

四点あるんですけど、まず第一に、都市人口と農村人口はどこまで公平に政治代表を選出で

きるかという点です。それから第二に、男性と女性はどこまで公平に政治代表を選出できるかという点です。第三に、政治腐敗を根絶し、政治資金の流れの公開性を義務づけることができるかということ。それから四番目に、政党の組織運営を民主化し、また知的に高度化し、国際的な指導力を発揮できる存在へと発展させることができるかという、この四点について議論申し上げたいと思います。

まず第一の、都市人口と農村人口はどこまで公平に政治代表を選出できるかという点でございますけれども、これについては、中選挙区制度か、あるいは小選挙区制度か、あるいは比例代表並立制とかという選挙制度自体の相違によるというよりも、人口と代表の比率を法律によってある程度自動的に調整するような仕組みを取り入れることが必要であると考えます。

現行のように、裁判所の判決を見ながら調整するというよりも、どのような選挙制度を採用するにしても、人口とそれから代表の比率を公平にする仕組みを法律的に組み入れることは、今後一層日本の社会が発展し、また就労形態が変化し、それとともに人口移動が自由になる社会を想定すれば、必要なことであると存じます。

御存じのとおり、例えばアメリカの議会でも、上院は各州から二名、それから下院では代表数が人口の変化に応じて変化する仕組みになっておりますし、何らかの形で自動性を取り入れている先進国は少なくございません。

また、地域による政治代表の公平性ということも考えるときには、以下の二つの視点を同時ににとらえる複眼性が必要であるというふうに思います。

第一に、どのような過疎地域でもしっかりと代表を出せる仕組みが法律によって規定される必要があります。とりわけ日本での農業の重要性を考えると、農産物が政治的に的確に代表される保障は必要であると考えます。ただし、現代日本において農村からの代表だけで農業が守れる時代は

終わり、農業は都市住民にとっても、例えば子供たちの食糧の安全性や国土の保全という観点から重要になっていくわけで、むしろ都市人口とともに国民的な合意によって、つまり、生産者と消費者の国民的合意によって守る時代となりつつあります。

ですから、都市対農村という二項対立的な構図で考えることは時代おくれでありまして、都市人口の政治代表もまた日本の農村を真に強化することを考える立場にあると思います。むしろ都市人口の政治代表の方が、変動する世界の中でどのように政治的に、また戦略的に、また効果的に日本の農業を守るかを考える立場にあるかもしれせん。

これからの時代は、国際社会との整合性をなくして、どのような国益も長期的には守り切ることができません。ですから、過疎地域の政治代表を保障することは必要ですが、日本の農業を守るために農業人口の政治代表のみを不公平なまでに重視する選挙制度は、改善の必要があるかと存じます。

それから、第二のこの点に関連する点ですが、普通の生活者の日常や人生がもつと国の豊かさを実感できるようにする社会改革が必要ではないかと思えます。生活者が最も暮らす都市の政治代表が今まで日本の社会では少な過ぎて、この点が後回しにされてきたのではないかと思います。

例えば生産者は、農業にしても産業にしても、組織化された勢力となつてみずからの利益を守る術を有しているわけですが、普通の消費者や生活者は、組織化された勢力とはなりにくいわけでありまして、ですから、政治家こそがその立場を守る役割を負っていると思うのですが、都市人口の政治代表は少な過ぎ、最も人口的に多いただの普通の生活者や就労者の利益が、国政全体の中で十分に代表されているとは言いがたかったのではないかと思います。

ここで、有権者一人一人のかげがえのない人生をひとしく大事にするという政治の基本姿勢につ

いてお考えいただきたいと思うのです。ですから、代表の配分の公平性という概念について、もつと真正面から御議論いただけてもよかったのではないかと思います。これが第一点であります。

それから第二点は、男性と女性はどこまで公平に政治代表を選出できるかという点でございます。

男性と女性の政治代表については、日本が他の先進民主主義国の水準を著しく逸脱するほど不公平な水準にあることは言うまでもないわけで、ノルウェー、スウェーデンの例を挙げてもなく、そのような北欧の国々を初め多くの国で、女性が国会議員の三分の一以上を占めたり、あるいは閣僚の女性の割合の増加について積極的な姿勢をとる国が多いことは、御存じのとおりであります。

日本の社会では、全般的に女性の参画の水準が他の先進民主主義国と比べると著しく問題があるわけですが、例えば一つの例を挙げれば、国連開発計画で作成している人間開発指標というのがございますけれども、これによると日本は世界二位ですが、男女平等の度合いを加味すると一気に十八位に落ち込むということで、日本の女性の社会参画をめぐる問題の深刻さは、今日では国際社会からも指摘されるような問題になっております。

国会は、本来そのような問題について模範的な方向性を示す立場にあると思いますが、むしろ女性の政治代表は非常に少なく、私は一人の女性市民として、このことを残念に思います。

どのような選挙制度改革案も、女性議員を大幅に増加する点についての合意がなければ、実質的には重大な欠陥を持っていると言わざるを得ないと思えます。従来の中選挙区制度のもとでは女性代表は著しく少なかったわけですが、小選挙区比例代表並立制にしても、女性の政治代表の増加が促進されるかは疑問なわけで、むしろ、一人しか立てられないのなら男性をという発想に帰着することがないように、強い合意をこ

の形成しておく必要があるというふうに思います。

そのためには、各政党とも党内組織を民主化し、それから女性差別があるとすればそれを完全に克服することが必要でありますし、それがなされなければ、やはり重大な正義の侵害があると私は考えたいと思います。

この問題についての本格的な問題認識がこの国会に十分あることを証明するために、できれば、どのような政治改革を行う場合においても、日本政治における女性の政治代表を大幅に増加し、意思決定過程に女性の意見を公平に代表させる先進社会を築くという内容の国会決議を行っていただけないかとお願い申し上げたいと思います。例えば、比例代表名簿をつくる時も、一人置きなしい二人置きに必ず各政党とも女性を入れるというような政党意思といえますか、そういうディシジョンが必要であるというふうに思っています。

この問題は、間接的ではありますが、政治腐敗防止の問題に重要な意味合いがあります。御存じのとおり、これは半分冗談ですが、これと、とにかく政治腐敗のニュースが流れるときには、テレビの画面は男性一色の風景となるわけでありまして、これは結果論ですが、男性だけの閉ざされた閉域における行動原理が、日本の社会の良識や常識や市民的金銭感覚からほど遠いところにある日本の政治を連れ去ってしまったのではないかと気がするからであります。

私は、決して女性で世の中が救えるとは楽観しておりません。しかし、異質な常識的な勢力が日本の政界の本流に参入することによって、特権的な男性だけの閉ざされた世界で培ってきたような金銭感覚や行動原理の異常さに皆で気がつくきっかけになると思うのです。

例えば、建設業界の談合体質とか政界との癒着問題も、すべて男性だけの異様な世界で起きています。どのような社会も、同質的な勢力によって特権的な立場が長期にわたって独占されてい

ば、思わぬ非常識がまかり通ることになるようになると思います。

ですから、それを正すには、従来からは本流から外されてきた異質な勢力と遭遇する必要があるわけで、普通の常識を取り戻すための一つの実質的な答えがそこなんでありまして、例えばこの部屋の四分の一ぐらいでも少なくとも女性となったときに、日本の政治腐敗の構図は解消しているのではないかとこのように思います。

繰り返しますが、私は決して女性だから世の中が救えるとか、そういうフェミニストではないわけですから、やはり日本の社会の現実として、女性の方がより多く生活者としての苦勞を負っているわけですね。例えば家計のやりくりから子供の教育とか、老人とか身障者の介護とか、ごみのリサイクル問題まで、実際にその負担を負って生きているわけですから、皆さんが生活大國とかと言うときに、その負担を負っている人たちの声を直接に政治に反映する必要はないと考えますかということですね。

例えば政治家の方々が、皆さんは違いますが、まじめに、一部に何億という単位のお金を不法に受け取っているニュースを聞くと、一千万の使い道をあれこれ考えて大事に使う、そういう主婦の金銭感覚ではあり得ないというふうにはならないのかというふうに思うこともあります。

このことは国政レベルだけの問題ではなく、地方議会でも同じであります。地方議会への女性の進出はさらにおくれているところがありまして、地方自治体レベルの汚職もまさに男性のみの閉域で起こっているというふうに考えます。地方分権には賛成でありますけれども、地方分権も、そのような地方政治の近代化と差別克服とをワンセットで行わない限り、矛盾の分散だけになりかねないということでもあります。

それから三番目の点、つまりこれは政治腐敗を根絶し、政治資金の公開性を義務づけることができるかという点についてお話し申し上げたいと思

います。

中選挙区制ではお金がかかるという議論がよくあるわけですが、小選挙区制にすればお金がかからないという議論。このような議論は実は問題の本質をすりかえていることになりかねないと思います。つまり、政治腐敗や不正資金の問題は、制度より政治家としての倫理観や意識や自尊心の問題であります。

どのような政治改革を行おうとも、公人としての政治家たるものには不正資金で品位と自律を汚してはならないという高邁な意識がない限り、同様の問題が違った形で再発するに違いないわけですね。ですから、その政治家としての公正であることの責任や自意識を棚上げにして、選挙制度のために金をばらまく必要があったんだというふうな論じ方というのは、いい年の大人になっても、都合の悪いことは何でも親のせいだというふうな無責任な人に似ているわけですね。

ですから、小選挙区制度に切りかえるならそれとよろしいですけれども、それはお金がかからなくなつて、みんながクリーンになるからやるといった他律的な金銭感覚のこじつけ、そんなものを乗り越えたものと積極的な理論が必要なんです。お金で政治や選挙を取り仕切ろうというふうな意識の低さがある限り、どんな選挙制度改革をしてもこの国は救えないわけです。

ですから、やはり先生方には先進民主主義国としての政治家、つまりそれは世界の政治的なりーダーなわけですから、そういう意識の高さをお持ちいただきたいということですね。

私は、民主主義社会では、多くの人にみずから見解や政策を訴えるには、それなりの政治資金は必要であると思います。それを著しく制約することは、例えばむしろ無償労働を何らかの仕組みではば強制したり、その組織化を競うといった別の問題を長期的にはつくり出すことになりかねないということも考えます。

本来、個人献金で政治資金というのは賄われるべきだと思いますけれども、このように政治腐敗

による政治不信が広がる中では、日本の社会ではもう個人献金はだれもしなくなるということかもしれません。にもかかわらず、やはり普通の市民の政治への期待と信頼を取り戻して、個人献金をふやすという王道にもっと目を向けていただきたいと思います。

そして献金者の公開性ということも拡大すること、これが非常に重要で、公的資金助成の増加ということも重要であると考えますけれども、すべての資金を公的助成にするという考え方は、巨大なむだを可能にするという危険性も伴うということを指摘したいと思ひます。

それから、最後の第四番目ですが、これは政党の組織運営を民主化する、そして知的に高度化する、そして国際的な指導力を発揮できる存在へと発展させるということですね。

私自身は政党活動を行ったことがないので、直接は理解できないのですが、多くの方に意見を伺いますと、やはり政党組織の、前近代的という言葉がよろしいかどうかかわからないけれども、そのような運営手法というのは、多くの政党に共通している問題だとおっしゃいます。世界の日本の政治的指導力が問われるこれからの時代において、やはり日本の各政党は、世界と日本の平和と繁栄と正義を考える知的な主体になつてほしいわけです。

私は、知識界に身を置く一人として常に感じることは、真に知的な発展とは、やはり自由闊達な風土がないと期待できないということですね。ですから、長老支配やあるいは内部的な締めつけが過ぎるような組織あるいは硬直化したような組織、それはもう与野党ともにこの際本格的に自己反省して、知的に高度化して、民主的な政党運営へと成長していただきたいと思います。

そうでなければ、若い人を引きつけることができなくなります。若い人口が減少していくこれらの日本で、志と先見性のある優秀な若い人材をめぐって政界はとて不利になるといふふうに思います。これからの若い人は、だれも封建的な組

私にとってはこれは大変緊張を伴います一大仕事でございましたが、機会があるならば、やはり

全に随つてゐるという立場をとります。その原因は、意識も大切ですが、制度が大きなファクターであることは否めませんで、やはり衆議院

ういう意味では、結論としましては、単純小選挙区制が最も正直な制度であると思います。

ゆだねたのでは憲法四十七条にぶつかってしまう
 ということは申し上げておきます。

それから戸別訪問、これは私も憲法学者が

いたしまして、私はこれは当然解禁すべきことであると思ひます。つまり、この点については政府案に賛成であります。つまり、戸別訪問というのは、私もだれでも公平に一つ与えられたこの体と心を使える、要するに、一番公平で安直な元手を使ってやれる自然な選挙運動方法でありまして、これは憲法二十一条の政治的表現の自由として保障されているという理解に立ちます。

もちろん、さまざまな弊害が言われるわけですが、不正行為、これは買収とか脅迫とかあるそうですけれども、先例を見ましても共産党が買収をしたという話は聞きませんし、要するに、買収は買収として打てばいいので、戸別訪問を戸別訪問なるがゆえに何が何でも打つというべき話題ではないような気がするのです。

それから、有権者のプライバシーとか生活の静穏を害してしまうのではないかとこの点ですけれども、これは実際やってみればおわかりだと思いますけれども、そんな戸別訪問をして効果があるわけがないわけでありまして、自然にそういうものはなくなるので、言われているような弊害、本当はどこにあるのかという私は疑問を持ちます。

それから、政党によって動員力が違う、それが差別だと思ひますけれども、自由な民主主義国家において、動員力のある者となりが実力のある者となりがありませんから、それは差別ではないと私は思ふのです。したがって、戸別訪問を規制する理由は見当たらないという結論になります。

それから、政治資金制度につきまして、両案とも政治資金の少額化と透明化を志向しておりますが、これは大変好ましいことで、少額化というのはそれは要するにいろいろの防止でありますし、透明化というのは不正使用の防止でありますし、大変結構なことだと思います。しかし、政府案では、無所属の多い地方政治家は、企業・団体からの寄附と公費助成が絶たれ、政治活動が著しく制約されないかという不安を感じます。これは差別の問題、これこそ憲法十四条の問題ではないかと

思ひます。

つまり、企業とか団体というのは、その構成員である自然人、個々の人とは別に、やはり法人としての独自の自己主張がある、また独自の社会的負担があるわけでありまして、それ政治参加することは人権である、これは最高裁の判例にもございまして、ここは気をつけられた方が私はいいいのではないと思ひます。

それに、国政と地方政治の違いは、もう御承知のことですけれども、大きな国策選択を行う国政と、これからの地方分権の流れの中で考えても、地方政治というのは住民の日常的利害調整でありますから、ある意味では党派的、イデオロギー的分類になじまない分野であるという点で、地方政治家に対してちよつと過酷な政府案なのかという気がいたします。したがって、やはり無所属も保護する自民党案がこの点ではすぐれていると思ひます。

それから、政治倫理の向上につきましては、もうこれは残念ながら明らかなように、連座制、公民権停止等、罰則強化のほかに道はない。しばらくこれを実行してみれば方法はないから、両案とも正当であると考えます。

それで、あと政党に対する公的助成であります。これについては重大な問題が指摘されております。第一が、本来自立的な団体であるべき政党の本質に反する、つまり国家によるひもつき化という指摘であります。それから第二が、憲法十九条、国民の良心の自由に対する、つまり嫌金強制ではないかという問題が提起されております。しかし、結論として私はいずれも答えは否

と申しますのは、まず政党は、それは確かに歴史的には任意の団体でございましたけれども、明らかにし歴史を語るなら今の歴史になるわけでありまして、日本国に限らず、この手の政治制度の国の統治過程の不可欠な一部分になっており、そういう意味ではもはや既に公的な存在であると

いうこと、ただ本来の任意団体であったというその本質は考慮して、経費の何分の一かを公費で負担する極めてこれは妥当な線であると思ひます。細かな額は論議しようもありませんけれども、この発想は僕は妥当だと思ひます。それから、その際に議席と得票に応じて配分するもの、最も自然で公平な方法であると考えます。

それからあと、思想、良心の自由に反するという指摘ですが、これは恐らく両法案の説明の仕方がまずいために招いた誤解である。つまり、国民一人頭幾らというふうなわかりやすい御説明が、何か私が好まない政党に私が好まない特定の献金を私の懐からじかにすることを強制される、これは明らかに憲法違反で良心の自由に反しますが、そうではなくて、いろいろな形で税金あるいは国の別の収入等で国庫に入つたものを、要するに予算配分の一例にすぎないわけでありまして、たま

たまわかりやすいように説明で、一人頭にするところであつたわけであつたのでありまして、それを言いましたら、国から自衛隊に金が出ているのが気に入らないとか、私の嫌いな政党の公設秘書の給料がどうして出ているんだとか、全部良心の問題になるわけでありまして、これは話がそれてしまつてゐるのではないと思ひます。

そして最後の話であります。私などが一市民として拝見して前国会の末期など非常に残念に思つたことは、要するに言ひわけばかりして、議論ばかりして先に進まない。私は、やはり政治にとつて重要なことは、議論をすることと同時に決めることだと思ふのです。有効なる政策を国民に給付する責任が永田町にはあると僕は思ふんです。どんな案にでも欠点というのは必ずあるんです。そこを指摘し合うことによつて

一歩も前に進まない、そういうことで、ある意味では国民のフラストレーションは既にピークに達しているところか、達して久しいと私は思ひます。私自身の思いでもございしますが、完全な本当に失礼な言ひようでございしますが、完全な制度などあり得ない、まずこの点御納得いただき

たいと思ひます。多くのものは、よくも悪くも先ほどの先生のお話にもありましたけれども使えるわけでありまして、要は、後は運用でよくしていくということだと思ひます。皆で欠点のけちつけ合ひは結構でございますが、それで気づいたところは運用でカバーしていくという覚悟をして、前にお進みになれば済むことでもあります。

これもまた午前中にもお話があつたようですが、初歩的知識で申しわけございませんが、妥協と試行錯誤によつて修正しながら前進していくのがまさに民主政治のわざであつたわけで、ここがその場であるはずでありますから、これは多少陳情じみてまいりますけれども、どうか大胆な妥協をしていただいて、今国会で政治改革の成案を見ることが私は切に期待させていただきます。

以上でございます。ありがとうございます。

○石井委員長 ありがとうございます。

次に、佐々木参考人にお願ひいたします。

○佐々木参考人 本日は、こうした形で私の意見を述べる機会を与えられたことを大変ありがたく存じております。

この政治改革諸法案の意味するところは、これは改めて述べるまでもなく極めて大きいのでありまして、今国会はいわば百年あるいはそれ以上の長きにわたつて記念されるであろう大改革を行おうとされているというふうには私は理解しております。そういう場に居合わせられた先生方も大変幸せであらうと思ひます。また、そこで意見を述べる私も大変幸せに存する次第でございます。

ただ、これは非常に問題が錯綜しております。単純に言ひますと、先ほどの小林さんのお話ではありせんけれども、とかく誤解を招く傾きがございます。

以下、私も幾つかの点に分けて問題点を指摘させていただきますと思ひます。

第一は、問題の発端であります政治資金をめぐる諸問題でございます。

この点につきましては、現在論じられておりま

す二つの法案は、これまでの制度をいけば構造的に改革しようとするという点で、多くの共通点を持つていふに考えられるわけでありますが、なかんずく日本の政治資金制度の一番の問題点は、この政治資金の流れ及び総量云々が全くわからないという点にあるわけでありまして、しかも、それがさまざま制度上の恩恵によって支えられ、あまつさえそこで腐敗が起こるというのでは、これは政治資金というパブリックマネーとでもいうべきものの名にまことにふさわしからぬ状況にあることは改めて述べるまでもございませ

ん。そういう意味で、今回の政治資金をめぐる諸課題の一番重要な点を、まず透明性といひましようか、ここに当てていただきたいと私は思うのであります。

といひますのは、すぐお金がからなくなるようにするにはどうしたらいいかという議論になるのでありますけれども、私に言わせれば、それはもう少し先に行つてから、とにかく現状がわからないところはどうしたらいいかという話をしましても、これはいかんとも前進いたしませんので、その意味で、いわゆる抑制なり政治資金を少なくしていくといったようなたぐいの作業は、残念ながら先に、次の段階に譲らなければいけない面もあるかと思ひます。

その意味で、こうした点で不十分な点があるということによつて、全部が生きてこないということになることはまことに好ましくない趨勢、そういうことがあつてはならないことだといふふうに思ひます。

その意味で、いつも問題になりますのは、この公開基準につきまして、両案を拝見させていただいたわけでありまして、全体として見ますと、政府案は大体五万円というあたりに一つの一般的な基準を設定しております、大体どこへ行つても五万円、五万円というのが出てくるというふうな構造になっております。これに対して自民党案は、いろいろでございまいましようか工夫が

ありのようでありまして、あるところは五十万円であるかと思ふと、あるところは一万円であるといふような形になっております。

こうした問題について、常日ごろそういうことを考へない国民がばつと見てもわかるように制度をしておくといふことも、非常に大事なところかなといふふうに私は思ひます。そうした意味で、非常に単純化した形でデイスクロージャーを一気に進めていくといふことをぜひともお願いしたいと思ひます。五万円がいいのか、もつと三万円がいいのか二万円がいいのか、それはまたいろいろ御議論があつてしかるべきだと思いますが、非常に複雑な制度をつくつて、当人たちは非常にわかりにくいといふ制度は、やはり考え物だらうと私は思ひます。

特に、献金の問題について、政治資金関係の団体の数を限るといふ試みも大変評価されるわけでありまして、また、それとの関係で、企業・団体献金を扱う扱い方については、これは既に御案内のように、いろいろな点で差異があるわけでありま

す。この点についてはいろいろ議論がございまして、国政レベルで問題を考える場合においては、私は、政府案の方が物事のとりえ方としては国民にはわかりやすい案ではないかといふふうに思ひます。企業献金をどうするかという問題、大変複雑な問題であります。個人献金はよくて企業献金は悪であるといふふうな単純な議論をするつもりはございませぬが、たまたまその資金を集める、二十数万円まで集められるといふことがあるために先生方が非常にお忙しくなるといふようなことがあつてはならない話でございまして、それはやはり本来、資金の問題は政治家の方々がそういうところでエネルギーを使わずに、国政の重要な問題について十分なエネルギーと時間を使つていただくといふのが本改革の精神かなといふふうに私は考へているからでございませぬ。

ただ、政府案をちよつと見まして、資金管理団体といふんですか、こういう団体がございませ

れども、この管理団体をめぐる仕組みといふのはなお私にはよくわからない点がございまして、いわゆる政治団体とこれらとの関係についてはなお御議論をいただき、あるいは御教示を賜ればといふふうに思ひます。

それから、パーティーが相変わらずこういう形で寄附と外にくくり出されているということについては、私はかなり疑問を持っております。結局、これは企業・団体献金をそつちへよけたといふふうな意味になるのではないかと懸念を持つからであります。もちろん、公開性といふものは従来よりも格段に改善されるというわけにございませぬけれども、この点についてはぜひとも十分な御検討をいただきたいと思つております。

つまり、いわゆる資金調達団体あるいは管理団体と企業・団体献金の話にばかり関心を向けて、こちらの方はそつとしておくといふのでは、言葉は悪いですが、これは明らかにバランスを失することになりはしないかといふこととござい

ます。それから、第二の大きな点としまして、私は今回の改革の一つの大きな特徴は、政党といふものの地位が非常に変わつてきた、法的にも金銭的にも多分非常に変わるということであらうかと思つております。問題は、これにふさわしいさまざまな装置が十分整えられているかといふ点について、なお懸念を持っております。

既に御存じのように、現在でも公選法の二百二十四条の三に「名簿登載者の選定に関する罪」といふのがございまして、名簿登載者が不正な手段で利益を獲得して名簿の決定に際して一定の行動をとつた場合に、それが処罰されるということになる。これは明らかに政党の内部に法律がもう既に入つていふという実例でございませぬ。ですから、現行制度におきましても政党は既にそういう形で法律の中に入つていて、それを片方では任意団体であるといふような形でやっておりますから、当然、間に入つた事務当局の御苦労といふのは察せられるわけにございませぬ。

こうした点を含めまして、政党のあり方、これは政党助成とも絡みますけれども、政党のあり方について、今すぐできる範囲は限られているかもしれませぬが、この四百何十億と三百億との対立といふふうな構図が一つ引かれておりますけれども、やはり一番大事なのは、国民と政党との関係がこれによつてどう変わるかといふこととありまして、これは劇的に変わる可能性を含んでい

るものであります。コーヒール一杯といふような話では到底済まない感覚的な変化を呼び起こすわけでありませぬ。そういう意味で、政党の側にどれだけそれに対応する装置ができてい

るか、政党助成法案を見た限りにおきましては、大変率直に申し上げて、なお心もとない感をおぼえさせていただきます。例へば二百二十四条の三を政党の側にびつと入れておくといふようなこととさへ果たして行われているのかどうか、非常に疑わしいのでございませぬ。その意味で、政党のあり方といふものが、今度は新たな争点となつて、政治資金の問題につきましても選挙制度の問題についても出てくると私は思ひます。

そして、その意味でいふと、今度は政党の中でお金の動かし方なり、流れ方なりなんなりがどうなるかといふことについて、十分な準備をしておかないといけな

いだろうと思つて、今までは直接受け取つたけれども、今度はそつちを介すればいいのだといふような単純な見方をされますと、これは先生方の御意向にも反することだらうと思つております。

が、率直に申し上げて、事ここに至ればもうこれでやっていただけないというのが私の意見でございます。原点に戻っても一度始めるといふわけには、政治的には国民が許さないだろうと思ふわけでありまして、そして、ここまで来て話がまとまらないということであれば、これはおやりになる意欲が十分とは言えなかったというふうな評価を国民が持つことを僕は恐れるものでございます。

そうした中で、幾つかの点を申し上げさせていただきます。

第一点は、並立制という性格上、私はやはり二票制が素直であろうというふうに考えます。その点で、これは八次審のときから問題になっていた点なのでありますけれども、それから、たしか海部内閣のときも二票制であつたと思うのですが、並立制というのがどうも我が国の場合は重複立候補制とセットになっているものから、並立であるような並立でないような、非常に性格が変質いたしております。そこに実は一つこの問題が絡んでいて、私に思っているわけであり

ます。本当の並立であれば、参議院で見られますように、片方で落選したから片方で当選するといったようなものでは本来あり得ないはずでございます。その意味で、並立制の問題というのが、我々が今念頭に置いている並立制自体が既に変形を起しているということについて、もう少し御議論を賜りたいと思ひます。

その意味で申しますと、既にその重複立候補、これは私たちも八次審で議論したときの責任もあるのですけれども、どうもいろいろ考えてみれば問題がある。小選挙区比例代表併用制というのがありましかつても、比例代表小選挙区並立制みたいなような、言葉はちよつとあれですけども、非常に片方が結果として事実上出づつ張つてきているというふうな、運用が可能な制度でござい

ます。もちろん運用でやるということはできるので

けれども、特にこの小選挙区の議席を動かすというふうな点について議論がもしされるようでありましたら、この重複立候補の問題についても同時にぜひ御検討をいただきたいわけでありま

す。つまり、既に比例代表の中に重複立候補でもつて小選挙区の候補者が大量に入り込んでくるという中で、さらに小選挙区の議席をふやすということとは、これはそういうことがないところで議論するのは非常に違つた意味を持ち得るからでございまして、どうもこの政府案、自民党案とも重複立候補の話はもう初めから入つてしまつたもの

ですから、余り議論が十分されているとは思えない面がござい

ます。これは、数の問題等について、これから議論をされる過程で整理をしていただきたいと思つておられます。あるいはこれは過渡的なものとして考へるといふことはあり得るかもしれませんが、それでも、それならそれでしかるべき段階で処置をするようにしていただかないといけな

いかなというふうに思ひます。そういうふうにしてみますと、一票制の問題と

いうのは、実は一票制と比例代表の区域の問題、それと小選挙区と比例区

の人数の配分という問題、さらに実はもう一つ、この重複立候補という問題が加わつていて、これが現在の論点ではないだらうかというふうには思ひます。ですから、三点ではなくて四つ論点

が実際にあります。一つは両方とも共有しているものから、余り議論しないできているというふう

に思ひます。選挙制度のあるべき姿ということについて抽象的な議論をここで申し上げるつもりはございませ

んが、基本的に、政治の場において、特に政党政治の場において意見の集約が十分なされるよう仕組みをつくるということ、意見が公平に代表されるということと同時に、これは非常に重要な観点であることは申し上げるまでもござい

ます。ただ、いわゆる二大政党制というものについて申しますと、これはもういつの制度でもあります

が、絶対的な制度というのではないのでありま

す。集約もおかしな集約をするような二大政党制もないとは言えないのでありまして、そのことがかえつて病気を重くするということもあらうかと思ひます。

その意味で、私は、既に本院ではこの小選挙区制についてはいろいろ議論が進んでいると思ひますが、一体比例制の効果というの

は何なのかという点について、むしろ正面から議論をしていただくことが大切な面もあらうかと思つてお

ります。私個人の考えを申し上げれば、いわば並立制というものの機能は、一方で二大政党的な機能をピルトインしているという

ことは、重複立候補がなくともそういうことだと思つておられますが、これは人数にもよりますけれども、しかし、同時にそういうものが弊害を起した状態においては、それをある程度自動的に相対化するようなメカニズムとして比例部分というものがあ

るのではないかと考えておるわけでありま

先生からお聞きいたしますけれども、今、公的助成が行われて国民と政党とのかかわりというものが劇的な変化が起こるというふうなことを言われて、政党をめぐる制度的な考察をというお話がありました。

それに関連するわけですが、今、主に連立与党の指導者の側から、二大政党制あるいは二大政権勢力あるいはまた穏健な多党制、こういうふうな考え方がいろいろ出ているわけです。自民党は現在二百二十七という、野党でありますけれども与党の中で一番大きい政党よりも三倍もある勢力を持っている現状の中で、連立与党側はどうしても一本化、新たな新党的なるものをつくらざるを得ないという状況にあるわけです。そういう点につきまして、先ほど先生のおっしゃった政党をめぐる制度的考察をというふうなものと絡めて、お考え方を聞かせていただきたいと思えます。

○佐々木参考人 どうもちよつと私の任に余るような御質問でありまして、大変心もたないのではありませんけれども、政党がどのような格好で協力関係をつくっていくかというところは、私は、これはもう全く状況に応じてあれされるわけですから、わかりません。

ただ、私は、二大政党なのか二大勢力なのか穏健な多党制なのか、言い方はいろいろございますけれども、いずれにしても、政権のつくり方は二つぐらいのところで選択していただくというふうな政治にしないと、国民の方がむしろ満足しない状況になっていくというところではないでしょうか。ですから、そのときにどういう形でそれを国民の前に提示されるかということについては、これは先生方の知恵でやっていただくということではないかと思えます。

穏健な多党制というのは、私の意見では、結局政権のつくり方が二つになる、やたらにいろいろあるということではないという、そういう意味での多党制というふうに私は理解しているわけでございます。

○赤松(正)委員 今のことも関連するわけですが、選挙制度の数の問題です。

先ほども言いましたが、自民党の皆さんの勢力が大変大きいという状況下で、今自民党の案というのは、ハードに政権党を選択して、そういうふうなねらいが見えるわけで、それに対して政府案の方は、ソフトに、緩やかに政権党をつくっていく、民意を吸収してやっていく、そういうねらいがあって、大きなところでその対立があると思えます。

その上で、自民党が第二党の三倍の勢力を持っている状況下でハードな二大政党化を志向しますと、結局落差が埋まらないで、新たな五五年体制というものができてしまうというふうなことでしかないと思えます。したがって、今回の改革は、新たな五五年体制にしないというために緩やかなものが望ましい。具体的に言いますと、比例部分が多い方がいいと思うのですけれども、それについてお考えを聞かせていただきたいと思えます。佐々木先生、お願いします。

○佐々木参考人 そういう御観点からしますと、今の政府案の二百五十、二百五十というのは、私は一つのバランスのとれた案ではないかというふうに思っています。比例部分が大きくなり過ぎますと、今度はまた別の副作用も起こってくるのではないかと、今度はいよいよ考えるからでございます。

○赤松(正)委員 今までの日本の政治状況というのは、政党間の対立軸というものが、冷戦下というところもありまして米ソ対決を色濃く反映した、いわゆる憲法改悪か護憲かというふうな極めてそういうイデオロギー色の強いものであったと思えます。

今は政治改革をめぐる、いわば改革派がそれとも守旧派かというふうなそういう見方によつて、ほかの問題にもそれが派生したような形でなされがちであります。しかし、これは私は極めて過渡的なものであつて、やがて選挙制度の変革を経た上で、そうした政党間の対立軸というのは、現実政治に根差したもので幾つかの対立点と

いうものが生まれてくる、そういうふうな思いまされども、そうした際に、中心的政策の分岐点、政策体系の分岐点というものは一体どういうふうなものになっていくのかということにつきまして、先生方のお考え方を聞かせていただきたいと思えます。

例えば国際政治を優先するとかあるいは国内的な政治改革を優先するとか、あるいはまた企業経済優先あるいは生活者優先、幾つかの考え方が今既に出ておりますけれども、これからの時代の、新しい時代のいわゆるポスト冷戦、五五年体制以降の状況の中における政党間の政策を分かち対立点といえますか、対立軸といえますか、そういう点についてお三方のお考え方を聞かせていただきたいと思えます。

猪口先生から順番にお願いします。

○猪口参考人 ポスト冷戦とおっしゃいましたけれども、アジア部分においてはまだ状況が不安定であり、そういう状況についての分析の仕方とか認識の仕方ということについても意見の対立というのはあり得ると思えます。そういうことをめぐって、防衛力の整備の水準であるとかそういうことについても考えの違ひというのは、それは冷戦のさなかとは対立の先鋭化の仕方というのは違ひと思えますけれども、にもかかわらずあると思えます。

それから、冷戦が終わりますと、国際政治の中で、冷戦時代には後回しにされた、しかし非常に重要な問題が浮上してまいります。例えば地球規模の環境問題であるとか、あるいは途上国の民主化であるとかですね。日本は途上国に対する資金供与国であるという立場からも、そういうことについての認識を非常に強化しなければならぬわけですが、その際に、自分の社会である模範的な水準を示して初めて説得的であるわけですから、では、その環境保全についての程度の強い措置をとるかということについても、やはり認識の違ひというのは出てくるかと思えます。それから、税制等の問題についても、これは国

際貢献路線を邁進する限りにおいて、いずれ非常に大きな負担がかかるということになりまして、そういうことについてももう少しきめ細かい違いというものは出てくると思えます。

○小林参考人 大変難しい予測問題でございますが、当分はイデオロギー対立もまだ尾を引く状況にあると思えます。それも一つの軸だと思えます。

それから、先生の御指摘の国際が国内か、企業中心か生活者か、それからさらに農村と都市とか、それから世代間競争とか、それから今猪口先生のお話にもありましたけれども、対アジア政策、意外と我々忘れてきた話題でありますとか、それからもう一つ、すべてで争いがなくとも、人心一新というののも一つの観点だと思ふのです。そんなようなことで、恐らく過渡的に何回か繰り返しているうちに、おのずと制度の助けもかりて、二つに収れんしていくのではないかと私は思っております。

○佐々木参考人 既にお二人が繰り返したことは私は申し上げませんが、多分今までも非常に大きな問題は、やはり国内の経済体制、それから諸負担の問題というもののウェイトが非常に大きな問題になってくるのではないかと。その意味でいへば、今まではやがてのセクターに任せていた面も少なからずあったのではないかと、そういうふうに思っております。

○赤松(正)委員 さつき小林先生のお話の中で、二票制と一票制の問題が御報告の中に入っていないかと思ひますので、憲法学者の立場から、この二票制、一票制についてのお考え方、お願いいたします。

○小林参考人 結論だけ触れてしまったのですけれども、私は自民党案を是とすると申し上げました。それは衆議院では先生の言われるところのハードな政権選択をという、私はそういう理念を選挙しましたので、そういう意味では多少大ざっぱな切り捨ての面はありますけれども、それは参議院でカバーするということ、一票制で

すつきりすると考えております。

○赤松(正)委員 小林先生は、先ほどの御報告の中の後で、大胆な妥協というふうなお話をされました。また、たしか前国会があいいう形で終わった後の書きになったものの中で私は拝見しましたら、できるはずの妥協も拒否した、そういう御指摘をされておりましたけれども、そういう二の舞を踏まないために、おっしゃるところの大胆な妥協のアウトライン、概略どの辺が望ましいと思われるかにつきまして御意見を聞かせたいと思います。

○小林参考人 どちらをとるか申しますと、私は先ほど申し上げたように自民党案をとるのですけれども、ただ政府案もアクセプタブルであると申し上げたので、無責任な答え方かもしれませんが、妥協は先生方があの二つの間でなさることとで、どう転んでも、あの範囲内であれば一歩前進であるという認識を持っております。

○赤松(正)委員 また、これは小林先生、有権者の意識改革の必要性というところをおっしゃってるところがあります。私は、今回の政府案の中で、例えば公費の助成、それから戸別訪問の解禁、先ほどは戸別訪問は賛成だとおっしゃっての従来政治に対する意識、かなり変えていく一つの大きな機軸になるのじゃないかと思ひます。そうしたものに加えて、さらにそうした有権者の意識変革に必要な具体的な手段だといひますか、お考えといひますか、おありでしたらお聞かせ願ひたいと思ひます。あるいは、ないとしたなら、先ほどのことについてさらに敷衍していただいてもいいのですけれども、同じことを後で猪口先生にもお願ひします。

○小林参考人 私は戸別訪問に非常にこだわったのですが、そういう意味では、共産党とか公明党はある意味では手足が本気で動いている面がありまして、自民党もそうしたらいいんではないか。したがって、私は、最大最強政党の自民党があえて少数党の動員力に恐れずに戸別訪問解禁に乗ら

れて、御一緒にああい御苦勞をなさたら随分意識改革の足しになるのではないかと。もちろん、だからといって札びらは切れないようになりまして、そういう効果は生まれるのではないかと考えております。

○猪口参考人 戸別訪問については基本的に構わないと思ひますけれども、ただ、日本の社会ではそういうことについてのマナーというものが必ずしも確立しているとは言えないので、その点についての意識を高めていくというようなことが必要であると思ひます。

○赤松(正)委員 猪口先生は、前の選挙が終わったときに発言されている中に、冷戦が終わって、国際政治のマクロの構造からや日本全体が自由になつて、自分たちに好ましい政治のありようというものを今初めて日本人は模索し始めているように思えるという御発言をされておりますけれども、そういった状況認識、今後悲観的でしょうか、楽観的でしょうか。どういふふうな見通しを持っておられるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○猪口参考人 冷戦構造がヨーロッパにおいて消滅して、また米中間においても関係は著しく改善しているわけですが、今度新たに主要国による協調体制によって世界経済あるいは政治を運営していくという、こういう大きな時代の課題がありますので、その意味で、日本がひとり独自に勝手に自由というわけにはいかない。

もちろん、経済面ではガット、IMF体制、これをどう今後維持継続、強化していくかということがありますし、それから先進国間の首脳会議といひますか、経済サミットのような、あのような場を通して世界経済、政治運営についても協議する立場にありますので、そういう意味では日本らしい新しい社会というものを目指すべきときでありまして、同時に世界のリーダーシップの一翼を担うという立場であると思ひます。

ただ、この政治改革についてつけ加えるならば、どこか一つの外国をモデルとするというよう

なことではなく、やはり日本の政治風土に照らして、日本的であり、そして非常に近代的、民主的で成熟した制度といふことを考えていただきたいといふふうに思ひます。

○赤松(正)委員 猪口先生はさつき、比例代表の名簿の選び方ということにつきまして、幾つかのポイント、比例代表の機能論といふものが大事だといふお話をなさっておりましたけれども、もう少しその辺を詳しく教えてください。さつきは集票能力の実績とかとおっしゃっていました。あるいは男女交互にとかとおっしゃいました。

○猪口参考人 先ほど申し上げたところに尽きるわけですが、男女の政治代表の公平性といふことについては、その他の方法が難しければ、ぜひ比例代表名簿において一人置きなしいし二人置きに必ず各党とも女性を入れるような、そういう政党としてのデザインを、あるいはコンセンサスをこの際つくっていただきたいということでありまして、それから、本来、もし比例区を並立ということであれば、先ほど申し上げたように、やはり国際的なリーダーシップを担うような、そういう余裕をこの部分に持たせたいといふところがその主眼であると思ひますので、党内にいろいろ事情があると思ひますけれども、集票実績であるとか、あるいは一部の議論にありますような長老を処遇するといふようなところに帰着することのないように、もう少し機能的な、その筋論をしっかりと考えていただきたいといふことでございます。積極的に有効に活用していただきたいということでありまして、

○赤松(正)委員 時間が参りましたので、終わります。大変にありがとうございました。

○石井委員長 次に、石田勝之君。

○石田(勝)委員 さきがけ日本新党の石田勝之でございます。

さきうは、それぞれの参考人の先生、大変お忙しいところを御出席をいただき、先ほど来貴重な御意見を拝聴させていただきました。大変ありが

がとうございました。

リクルート事件以来、幾つかの疑惑事件が発生をしまして、中央政界のみならず、今では地方政界まで腐敗の構造が明らかになりつつあります。国民の政治不信も募るばかりでありまして、国民の政治に対する信頼回復のためにも、何としても今国会でこれらの法案を成立をさせなければいけない、かように考えておりますし、それらが私どもの責務であらうと思っております。

まず最初に、佐々木先生にお伺いをさせていただきますが、先生はかねてから政治改革は速やかにやるべきだ、先ほどのお話にもありましたように、こゝまで来てできないのであれば国民はさらに政治不信を募らせるだろう、そういう御意見でございました。

今国会の政治改革の議論の中で、比例部分を全国が都道府県単位にするか、政府案が全国、自民党案が都道府県とすることでありましたが、先ほど佐々木先生のお話では、都道府県は若干ぐあいが悪いのではないかと、そういうお話もありました。都道府県単位ですと、一人区が二十一県、それから二人区が十三県できることになって、私も、比例代表を導入する意義自体が疑われる果ができることになるのではないかと、かように思っております。

先生は第八次の選挙制度審議会の委員をお務めになっておられて、その際は、全国を十一ブロックに分けるという考えでありましたけれども、都道府県単位は若干ぐあいが悪い、こういうふうなお話でありました。今回の比例の単位について率直な先生の御意見をお聞かせいただきたいと思ひます。

○佐々木参考人 私は、全国かあるいはブロックかといふことで八次審のときに議論しましたのは、結局、阻止条項の問題が一つあったと思ひます。ですから、阻止条項をつくらないうようにするために全国といふのはいろいろ難しいのではないかと、そこでブロックといふような議論の運びがあったように記憶いたしておるわけであります。

条件をつくらないでそこだけをやるというの
は、恐らく実余りおやりにならないという結果
を招く話ではなからうかという、そういうおそれ
を抱いております。

以上です。

○小林参考人 隠れ反対派でございますが、結論
としては、次の選挙で落とすということが大事だ
と思っております。そのためにはやはり事実を明
らかにすること、国民の期待はもう見えて
いるにもかかわらずそれに背いているわけです
から。私などのわずかな経験でも、現職の代議士
の方が何かいろいろ議論をしてこられて、ずっと
聞いていますと、結局は天下国家ではなくて御自
分の存続を考えておられる。これは本当にけし
らぬことだと思えます。

ですから、政党内での努力、それからマス
メディアの努力その他で、どなたがどういう動機で
何をなさったか、これをはっきり有権者に知らし
めて、レッテル張りをはきつけなければいけませ
んけれども、正確に、要するに隠れ反対派とい
うことが明らかになった方には落ちていただくの
が一番いいことだと思います。

それから、よくそういう方が使う、まあとか
く問題はスキャンダルから始まったんだから腐敗
防止だけでも先に、これはもう陳腐な言いわけ
でございまして、今佐々木先生も言われたよう
に、環境があつてあつたことになっているわけ
ですから、制度の腐敗でありますから、その制度
を直さずに腐敗防止だけペンを塗っても、結局
は腐敗が陰湿化するだけで、もつと悪くなると思
います。

以上です。

○猪口参考人 反対される立場というのは堂々と
議論されればよろしいと思っております。もしその
隠れ反対派というようになことであれば、先ほどか
ら申し上げていますいろいろなことの公開性であ
るとか情報活発な交換ということの議会制民主
主義の精神に反すると思っておりますので、積極的
に反論も国民に聞かせていただければいいと思いま

す。

腐敗防止の部分だけということについてはい
ろんな考え方があるかと思えますけれども、しか
し、ごく普通の社会の市民感覚から考えると、と
にかくあのような腐敗のスキャンダルをこれから
先進民主主義国の一員として繰り返して繰り返
して繰り返しては絶対いかなないのであつて、ど
こからかはしかりと手をつけていたいただきたい
ということでありまして。

○石田勝委員 持ち時間が参りましたので、私
の質問は終了させていただきますと思ひます。大
変貴重な御意見ありがとうございました。

○石田美栄委員 次は、民社党・新党クラブの石
田美栄でございます。

民社党・新党クラブを代表してということでは
から、本来はそういう立場で発言するのが、お尋
ねするのが趣旨なんだろうけれども、けさから
ずっと参考人の方々の貴重な御意見を伺つており
まして、それは本当にいろいろな学ぶところござ
いまして、ありがたいなと思つておるのですけれ
ども、その中で、本当を言つて、このたびの選挙
制度改革の中で言われなくちゃいけないのに全
く出てきていなかったような論点が出てきており
ますことを大変うれしく拝聴し、そのところで私
もお尋ねすることの内容が変わつてしまいまし
た。

というのは、ただいまも、きょうの質問者九人
の中で女性は一人居ります。そして、参考人
でいらつして御意見をおっしゃつてくださつ
た方五人のうち二人が女性で、そして今の衆議
院の中、五百十何人の中、女性はたつた十四人で
ございまして。

そんな中で、午前中も大宅さんが普通の生活者
の感覚で御発言になつたんですけれども、私自
身も、多分きょう九人質問なさつた中で、衆議
院は初めてでも以前には地方の議員でいらつし
やうたりで、私のように全くこれまで、もう三十
年以上も一教育者であり母親であり主婦であり、そ

な立場の者は私だけかなというふうに思ひます。
ですから、まだまだ議員になつて三カ月余りで、
お話を聞いていてもいつもどちらの側にいるのか
わからないという、むしろ生活者あるいは一有権
者のような立場で物を見ておられるような人間で、政
治家とは言えないような立場の者でございます。

ですから、もう何をいつまでこんな選挙制度の
ことで時間をかけて、よくこんなに時間をかけて
話せるなと思つておられて、さつさと早くやつ
てしまつて、もっと大事な、台所に米があるの
か、もう六百円も値上がりしたじやないか、今度
注文したら米が来るんだらうかという、そんなこ
とを早くやつてほしいなという、そういう実感も
あるというところでございまして。そして、午前中
の大宅さんの発言にしても午後の猪口さんの御発
言にしても、かなりこの場からも爆笑が沸く
という、これもどういふ意味があるのかなと私も
聞いておりました。

それで、選挙制度を考えるときに、民意の反映
というときに、国民の中の半数強を占める、そし
て今やみんなが掲げている生活者の政治、生活者
の立場に立つたそういう政治に取り組むというそ
れを考えたときに、本当にじっくり生活と取り組
んでいるのはより女性の方でありますし、国の将
来を考えても、なかなか男性の政治家の方に本
気で取り組んでもらうことが難しいなと思つて
おります。子供の数が増えていく少子化社会とい
うことは、本当に国を挙げてまず第一に大変な問
題というふうには私はとらえております。

そんな意味から、女性の生活者の意見の反映と
いうことが、民意の反映というところでこのたび
の政治改革の中で大きく欠落していたことに気づ
かされて、私も責任を感じておるわけですね。

ところで、このたびの政治改革、選挙制度改革
を論じておられる中で、どういふ制度がより生活者とい
いますか女性の民意を反映できるような制度である
のか、あるいは今世界にあるいろいろな制度の中
でどういふ制度がいいのかということをお三人の先
生にそれぞれ伺つてみたいと思ひます。そして

現実問題として、今出されている現在の自民党
と、そして与党の案の中では、どうした運用がそ
うした女性の意見を反映し、あるいは女性代表を
出しやすい運用の仕方なのかをお三人の先生にそ
れぞれ伺ひてみたいと思ひます。よろしくお
願ひいたします。

○猪口参考人 政治制度あるいは選挙制度として
は、女性が出されやすいかどうかということに
ついては、大半の選挙制度は中立であると思ひま
す。

ただ、それをどういふように政党の側で立候補
者を立てるときに政治風土に照らして運営する
か、考えるかというところで大きな違いが出てくる
わけ、小選挙区制にしたときに、先ほどもち
よつと申し上げたけれども、一人しか自分の党
から出さないということであればまず男性、二
人目が出せるならば女性というふうな、何となく
そういうところで考えていたことがあつたという
ならば、女性が出にくくなるかもしれないとい
う理論的な懸念というのはあるのですけれども、実
際には、今申し上げたように、政党の中でも、一
定の割合で女性の候補者を発掘して擁立してい
くという合意をえてきていけば、そういう問題は起
こらないわけですから、この制度にしたから女性
が出やすいというふうなことは特になんとも思
うです。

中選挙区制のもとでも、女性が出た方もい
るし、全体的に出にくかつた、絶対的な数として
少なかつたということがあります。小選挙区に
なつても今申し上げたような問題があるのかない
のか、それは政党側の決断によるわけですね。

ですから、私は先ほど申し上げたように、もし
こういうことについて本当に先生方がお考えに
なつておられるのなら、今国会においてどのよう
な選挙制度改革をするにせよ、日本社会として他
の先進民主主義国と比べても、やはり国際的
に見ても余りにも大きな問題があるのではない
かと思はれるこの点について、何か積極的
に取り組むという旨の国会決議をしていただか
ないといふ

ふうに思います。

以上です。

○小林参考人 男女差別解消の特効薬は、ある意味では一つしかないような気がいたします。それはアフアーマティブアクションとアメリカで言われているのですが、優先処遇ですね。ですからこれは気をつけたいと今度は男性に対する逆差別になるのですが、女性枠というものを、少しずつつやましていく。それで、ある程度女性が社会進出を果たしたら、枠を取り払っても自動的に伸びていくという、これをやらない限り、長い歴史の伝統の中で、男は社会、女は家庭という役割分担ができ上がっていますから、そう簡単には突破できないと思います。

ですから、本場に女性の議員をふやそうという方針が決まりましたら、これは法律レベルで選挙制度の中に組み込んでいかうかはちよつと心配ですけれども、それぞれの党にも好みがあるうと思ひますので、それぞれの党で女性枠を党内で党議決定でもなすつて、逆にそれが女性票の誘因にもなるわけですから、何かそういう工夫をお考えになったらよろしいと思ひます。

ただ、私はごらんのとおり男でございまして、時々話を聞いてちよつと気になることがあるのですけれども、御無礼を承知で申し上げますけれども、よく女は生活者、私も生活しているわけでありまして、それから母たる女が、戦争と平和、命の母とか、私も命の父でありまして、何か大きく制度を動かしていくときに、何というかちよつと待つてくれと言いたくなるような、そういう女性たちの、それは長い歴史の中で、そういう一種の被害者意識を持たせてしまった男どもが悪いのかもしませんけれども、何かちよつとひつかかるものがあるということは、要するに比率を考慮する際に言わせたいたくという要件として申し上げておきます。

以上です。
○佐々木参考人 選挙制度と女性の進出というものの関係は、ひところは比例代表制と関係をして

いるんだというようなことが言われた時期はあったと思ひます。これは恐らく北欧その他の国々の時代を指してだと思ひますが、しかし、それは選挙制度のためなのか、社会全体が女性の働き場が非常にたくさんあつて、いわばあつたところに行きますといういろいろなトップのところに女性がいるというような社会だからそののかということでありまして、選挙制度はやはりその意味で中立的な面があるかと思ひます。

ただ、この数十年の経験からしますと、選挙制度を変えること、それだけがすべてではありません。変えることが恐らく女性進出、まあ既に進出されている政党もたくさんございまして、けれどもさらに一層進出を意図的にやうていくということができるようなにするためにも、選挙制度をひとつ変えるということは、私は重要な手がかりになる政党もあるだろうというふうに思ひます。

○石田(美)委員 時間が限られておりますので、貴重な御意見、またアフアーマティブアクションというふうな言葉も出していただきまして、クオータ制のこともお聞きしたかったので、これも、ありがとうございました。

次にお聞きしたいことで、すけれども、けさから皆さん専門の方々の御意見を伺つてみると、このたびの選挙制度改革、現実は見えてきたような気がいたします。今の政権、新しく発足いたしました政権ですが、非常に国民の大きな支持を得ていて、その支持がいまだに続いている。今のような政権の方向といひますか、今の状況が国民全体が希望している方向と考えていいのかと思ひます。

だん周りで感じ取られます。

変えない方が自分には安心だといった、そういう本音が出てきておりました、やはり懸念があるわけですが、今、国民が望んでいる方向を、より今の政治状況を進めていくとすれば、このたびの出されていくような小選挙区比例代表並立制はその方向にどのよう機能するのかわかるところを参考にお伺ひできれば、有権者、皆さんもやはりそういう方向かなと納得できますので、お三人の今のことについての御意見をお伺ひしてみたいと思ひます。

ですから、穏健な多党制といひますか、今のような政治グループに分かれていく方向をとるには、このたびの新しい、考えている選挙制度だとう機能するかという先生方の見通しをお伺ひしたいと思ひます。

○小林参考人 先生の御質問の趣旨を聞き違えておりましたらお許しください。

今二つの案が出ておりましたが、私は先ほど来申し上げておりますように、どちらにもはるかに現制度よりいい、その間で妥協がなされるべきであると思ひますけれども、それは先生御指摘のとおり、今の政治改革を掲げた内閣に対する高い国民の支持率の期待にまさに真正面からこたえるという効果がある、機能的にも、そう私は信じております。

○佐々木参考人 政治を変えてもらいたいということ、あるいは政策も入るかと思ひますけれども、この点についての国民の期待というのは私は非常に高いと思ひますし、なおかつ最近の世論調査を見ておきますと、政治改革はできるんじゃないかという国民の意見が従来よりもかなり実は強くなつてきているという意味では、国会も世論によつて包圍された面があるのではないだろうか。従来は、やるべきなんだけれどもできないだろうなという意見が非常に多かった。この落差がだんだん私は縮まってきているんじゃないかというふうに観測いたしております。

○猪口参考人 やはり政治腐敗を根絶させたいという国民の期待というものが今国会に寄せられているというふうに理解いたしますし、その意味で改革案がここまで煮詰まってきたということは、その可能性が十分にあるだろうという期待があるということだと思ひます。

○石田(美)委員 本場にありがとうございました。

本場に、余談になるかもしれませんが、最初に猪口先生がおっしゃいましたように、政治集団というのは知的集団で、国際的感覚を持った民主的集団、そういう意味で、猪口先生のような女性も私たちのような中に加わつてほしいなという冗談を申し上げまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○石井委員長 石破茂君。

○石破委員 本日はどうもありがとうございました。

さて、どの委員も触れておられますから、女性の政治参加の問題についてお尋ねをいたしますが、要するに、日本の国会に非常に珍しくて、珍しくてというんでしょか、よその先進国の議会にはなくて日本にだけあるものというのは幾つかあるのじゃないのかな。

まず、牛歩なんというのは、世界じゅうのどの議会に行つても余り見ることではないだろう。その反対の強行採決というのも、余り先進国の民主主義で聞いたこともありませんね、と私は思ひます。あとは二世代議士がやたら多いというのも、これも日本だけの、私も含めてそうなんですが現象ではないだろうか。それから、在職年数がやたらと長いというのも、これもどうも日本だけではないのかね。あとは、女性が少ないというのも、これも日本だけなんでしょう。もう一つは、スキャンダルを起こした人が堂々と戻つてくるというのも、これもどうも日本だけなんじゃないのかなという気がしてまいりました。これは外国の人は非常に不思議がると聞いています、どうもこれだけ並んできますと、じゃ日本だけに特異なもの

いうのはほかにもないのかしら。それはやはり世界にまれなる中選挙区制、こう考えざるを得ない。やや牽強附会的な議論かもしれませんが、そういう気が私はしてならないのであります。

何で女性が少ないんだろうか。確かに今回我が自由民主党も女性が初めていうか、久しぶりに衆議院に当選をされましたが、それまでは一つの選挙区で一人しか出ていませんよという政党しか女性の政治参加というのはなかった、議員になるということはなかっただろうというふうに思うんですね。

そうしますと、なぜ女性が中選挙区か、まして複数出るところでは出られないんだろうかということに帰着せざるを得ない。それはやはりなぜ代議士が当選をするのか。

一つの選挙区で一人しか出ないようなところは、いざ知らず、一人のところでも三人も四人も出る、血で血を洗うようなそういう選挙をするということになりますと、我が党の政策はこれでございませう、これを信用してください。それはほかの人もみんな言っているじゃないの、要するにあんたのアイデンティティーは何なのか、こういうことになりまして、世間づき合いがいい、あの人は面倒見がいい、自分の家族のことをばっばっても、自分の家族を犠牲にしても私のことを大事にしてくれる、そういうことで選択をせざるを得ないんじゃないだろうか。

女性の場合には、猪口先生のように双子のお子さんを育てていらっしゃる、上智の先生もなさって、そしてこれだけ活動をなさって、そういうスーパーウーマンもいらっしゃるが、スーパレディーというのですか、家庭のこと、子供を育てていかなければいけない、それは本当にもう大切なことであります。いろいろなことをやらなければいけない。それで、それ以外のいろいろな世間のつき合いができませんかといえ、それはなかなか難しいんじゃないだろうか。

半数の候補者を立てざるを得ない。そうすると、政策では勝負ができない。少なくとも私は、ぐるぐるあちこち回っていて、我が自由民主党の政策はこうですから、ぜひ私に一票入れてくださいと言ってもらい、ほかの人より私を選んでくださいと言った方が多分私でも多かったと思うのですね。今でもそうだと思います。

そうだとすれば、それ以外のこと、世間のおつき合いということは一票入るといって非常に多いと思う。それが女性が特に我が自由民主党において進出が難しかったという一つの理由じゃないのかなという気がいたしますが、猪口先生、いかが思われますか。

○猪口参考人 私は非常に忙しいですけれども、しかし、いろいろなおつき合いもしつかりといたしておきますので、女性だから特にそれがしにくく、だから女性を立候補者としないうか、もしそういうことを考えていたらだいたいいくつか、それから一つは、やはり日本の社会のある種の風土がこの際変わっていかねばならぬと思うんですね。

これは政界だけじゃなくて、企業社会でもどこでも、もうお互いの時間を拘束することが余りにも多過ぎて、特に若い世代に非常に負担になってきているということですね。ですから、この際、そういう意味では政治改革と経済改革もやっていって、行政改革もやっていって、もう一つ抜けているのはある種の社会改革であって、お互いの自由時間をもっととつたとおっしゃる、そういう人権感覚を増していく。有権者にもそういうことをわかってもらって、小選挙区に移っていくならば、そういう社会風土の改革もあわせて試みられることがいいと思います。

ただ、女性だからつき合いがしにくかったとか、そういうふうな一律に、女性だから何ができなかったかというふうなことを特に積極的に考える必要はなく、まあおっしゃるような傾向はあつたかもしれないとは思いますが、現実的にはです

ね。ただ、男性にもそういうことが苦手な方はたくさんいらっしゃるでしょうし、そこはまた個人差ということも大きかったようなものでございませうので、むしろ日本の社会が今後お互いをたつとぶようなつき合い方というものをもう少し考える。

ただ単に、非常に大きく時間を拘束したり、何かいつもいつも訪問してくれとか、いつもいつもいろいろと接触してくれとか、電話をくれるから、手紙をくれるから、あるいは贈答文化ということがございまして、そういうことによつていけるとすれば、社会全体を変えて中政界も変わっていくというぐらゐのことが必要だと思ひます。

○石破委員 まさしくおっしゃるとおりなんです、何で選挙制度を変えなければいけないかといひますと、私の考え方は、やはり選挙といふものだけが政治と有権者を結ぶものであるからだと思ひます。

腐敗防止が優先だとかいろいろなことを言う人がいます。しかし、腐敗防止だけであれば、それは罰則を物すごく厳しくして、そしてまた連座制なんかも強化すれば、腐敗防止だけの目的であれば成就しないこともないだろうという気がしてならないのです。

それでも、どんなに罰則を厳しくしましても、今問題となっているのはやみ献金なんですよ。これをどうやってなくすかといふところまでは、それはどんなに罰則を厳しくしようが何しようが、ばれなきやいんだという人は世の中にはたくさんいますから、こればかりは難しい。どうすればやみ献金なんかなくなつてよくなるかといふことを考えていかねばならぬ。

それは、政治家に金を持つていけば何かいいことあるよといふことがある限りは、やみ献金といふのはなくならないと思ひます。政治家に何を持つていこうとどうしようも、そんなことはむだなことであるといふふうには持つていかなければ、それをなくすることはできないんじゃないの

かなといふふうに思つておるわけでございませう。さて、選挙制度をどうして変えていかなければいけないか。それは、私は国民の意識改革をしていかなければいけないからなんだといふふうに思ひます。確かに政治家が倫理観を高く持ち、そして正義感を高く持つ、それは大事なことだと思ひます。しかし同時に、有権者が一票を入れるときに、どういう意識で何の何がしという投票をするか、そこが選挙制度を変える一番大事なことではないのかなといふふうに私は思ひます。

世の中にはいろいろな価値観があつて、好きか嫌いか、おもしろいかおもしろくないか、正しいか間違つてゐるか、そういういろいろな価値観があると思ひます。それがすべてだと言ふとおしかりをいただきますが、今の投票行動でどういふ価値観がかなりの重きをなしているかといふと、好きか嫌いかという価値観がかなりの部分を占めているのじゃないか。自由民主党が三人出ます、四人出ます、それじゃだれが好きですかといふことでやはり選んでしまふだろうと思ひつてゐるのです。

私は、投票行動といふのは好きか嫌いかじゃなくて、正しいか間違つてゐるかで選んでいかなければいけないんじゃないか、そのためには選挙制度を変えていかなければだめなんじゃないのかなといふふうに思ひますが、それぞれの先生方の御見解を賜りたいと思ひます。

○佐々木参考人 今先生が言われたとおりだと私は思ひます。そして、政治改革がこのままなされないでいきますと、ますます先生言われるように、どこもかしこも好きか嫌いかしか残らないような状態になつていって、この中もそういうふうになつていくのじゃないかといふことを非常に恐れるものがあります。したがって、そういうものを制度的にある程度誘導していくための手だてとして本改革といふものがあるものでありまして、それは同時に、政治家の先生方もお変わりいただくといふこ

組みは習うわけですから、小学校、中学校、高校とやっていただきたいという気がしておるわけでございます。

さて、お金のお話でございますが、小選挙区では金がかからないのかどうかというお話がございました。私は、これはやはり制度に関連しているんじゃないかという気がしているのです。

例えばここにコップがございまして、これは百円でございまして、これはこのエリアでは猪口商店しか売っておりませんということになれば、だれだつて猪口商店に行つて、ちゃんとしたお金を出して百円のコップをかうだろうと思ふのです。しかしながら、そのエリアでこのコップは猪口商店でも売っておりまして、小林商店でも売っておりまして、佐々木商店でも売っておりましてということになれば、じゃ一体どういう動機でこのコップをかうのかしら。

同じコップであるとするならば、百円を十円値引きして九十円にしてくれませんか、同じコップであるならばジュース一本おまけにつけてくれませんか、同じコップであるならば私の家と近いお店から買いたいね、同じコップであればおねえちゃんかきれいなところから買いたいねみたいなの、そういうようなこのコップのクオリティー以外のところで投票動機が決まってくるのではないかしら。

やはり自由民主党でも複数の候補者を立てますから、自由民主党である限りは、国防、外交、教育、いろいろな政策で一致しているからこそ自由民主党で出るのであつて、そうでなければほかの政党に行けばいいわけですから、それは個人の政策という点では同じだろう。同じ政策であるとするならばもつとほかのサービスはないの、それがやはりお金がかかるということに関連しているんじゃないかという感じがするのですが、猪口先生、いかがですか。

○猪口参考人 まず、先ほどちょっと言い落としたことがありますので、あと学校教育についてもおっしゃいましたので、ちょっと一言その前に申

し上げたいと思います。

国民にこれからは大変なことも背負ってもらわなければならぬということをお知らせしなければならぬとおっしゃいました。そのとおりだと思ひまされども、でもそのとき、日本の政治はやはり深層でなければならぬと思ひますね。自分の政治の世界自体が政治腐敗のニュースで揺れているようなときに、これから国民が負担をもつと負わなければならぬんだよというような議論というのは、やはり説得力がなく、国民から見放されるだろう。だからそういう意味で、政治改革というものとこれはワンセットで進めていかなければならぬことだろうと思ひます。

それから学校教育についても、まあ皮肉な言い方をすれば、早くから政党政治のボランテアをしていらつしやいとかなんとかということであれば、最悪の場合、非常に早くから談合とはどういうものかを知つてしまふ。アーリーエクスポートジャーになるんじゃないかという不安を持たなければならぬような事態というのが少なくはなかつたかというふうには不安に思ひます。

したがつて、市民教育をするときにできるだけ政界には近づけないで、教科書的なところを論じようというところにもし教育が回帰していったとするならば、それはもう教育者としての責任もあるかもしれないけれども、日本の政治というものがそういう若い青少年の心を沸き立たせるような志とか理想とか突破力に満ちていたかということも、政治家の先生方としては自問していただきたいというふうには思ひます。

ぜひこれからああいふ政治をみんな目指そうよ、ああいふ立派な先生もいるんだから、政治家もいるんだからという教育を現場でいたしたいと思ひますので、それにたえる政界をつくつていただきたいと思ひます。

お金については、まあ先生がおっしゃつたようなことをいろいろと議論されてきているわけですが、私が先ほど申し上げたように、確かに小選挙区制になれば今先生がおっしゃつたような矛盾と

いうのは解消されると思ふけれども、でも風土そのものが変わらないうと、別の形で、その中の泥仕合みたいなことになりかねないということもまた考えていただきたい。制度を変えたからこれでみんながクリーンになれるんだという、何か非常に他律的な感じを受けるわけですね、そういうふうには言い切つてしまふことは。

ですから、制度を変えるとき同時に、先ほど申し上げているような政治風土の改革と、それから国民と一緒に日本の社会の余りにも合理的でないところは改革していくんだというコミットメントを持っていたきたい。そして、政治家の先生方はそこにおけるリーダーであつてほしいというふう

に思ひます。

○石破委員 さて、都市と農村の一票の格差云々かんぬんというお話がございました。私の選挙区は鳥取県でございますが、よくいろんな例に挙げられますが、全部かき集めたと六十二万人しかいないわけですね。それは鳥取市の人口なのかと聞かれますが、鳥取県全体でそれだけなのでございます。

私のところは、政府案であらうが自民党案であらうが、今ある定数四が二に減るわけですね。まことにけしからぬことではないか。今四人いるのが、それでもまだインフラストラクチャーも整備されてないのに、まだ新幹線もなければ高速道路もついてない、やはり国会議員の数を減らしちゃう困るじゃないかという議論は、結構私の選挙区じゃあるんです。

そうではない。国会議員に頼んだから道路がついたとか、国会議員が急いでいたから公民館が建たなかったとか、それじゃ何のために市長や知事や県会議員や市会議員さんがいるのかね。国会議員というのは、国会議員じゃなきゃできない国防や外交や教育や経済政策、確かに今は票にもならないですよ、金にもならない。だけれども、国の将来のために必要なことをやる制度というのは必要なことじゃないかしら。じゃ、地方分権というのが必要で、県のことは県が、市のことは市がやる

ことが必要じゃないか。

この政治改革全体のグランドデザインの中で、地方分権の議論というのがまだきちんとしてない。そうなんだときに、本当に地方はどのような役割を負うべきなのかという議論がきちんとされてないような気がする。これじゃ画竜点睛を欠くような気がするの、その議論は大急ぎでいかなきゃいかぬだろう。そうでなければ、議員が減つたところは政治力が落ちるということは如実にあらわれることであつて、そのことは避くべき事象じゃないかというふうに思ひますが、いかがですか。

○猪口参考人 おっしゃるとおりだと思ひます。

地方分権は今回の政治改革でも一つの理念的な支柱になつていきたいと思います。しかし、やはりここでもつけ加えなければならぬのは、先ほども申し上げたように、政治腐敗の問題とかその他の社会正義の未達成の問題ということについて、地方の方が中央よりもはるかに進んでいるというわけにはなかなかいかなくて、この際、地方分権を進めるのであれば、地方議会における問題あるいは地方自治体全体における問題をしっかりと考えていただきたい。

そこを真に民主化、近代化して、私が申し上げているような女性の参画というふうなものについても、バランス感覚に富んだ地方政治というものを實現していかない限り、腐敗の問題もここにきて地方レベルのものが一気に表面化してしまつて、こういうことが続けば、地方政治に対する地方自治体に対する国民の不信感というものがまた大きくなつてしまふのではないかと、これを懸念いたしますので、権限を与えるときには、その責任について厳重に注意していただきたいということであると思ひます。

○石破委員 では、法案の部分についてちょっとお話をしたいんですが、私は、やはり自民党の方々が筋は通つていられると思うんですね。小選挙区というものに重きを置かなければ、二百五

十、二百五十で両方とも半々だからいいじゃないかというの、一体どこに理念があるのかよくわかりません。

多様な民意がある、だからそれをできるだけ正確に反映すべきじゃないかという考え方と、多様な民意があるからそこそこへ集約していかなくれば、迅速的確な判断はできないじゃないか、これは全く交わらないんですが、世の中いろんな民意があるからこそ、どこかへ集約していくのが衆議院の仕事じゃないだろうかと思うんです。

我が国が一院制であれば話は別なんです、いろんな民意を反映させるためには参議院というのがきちんとなる。衆議院というのが政権選択のハウスである以上は、ある程度民意の集約というものに重きを置いてしかるべきじゃないだろうか。多様な民意の反映は参議院というものがきちん和一院としてあるわけですから、そちらの方にもかなりのウェイトを置いて考えるべきで、衆議院の方が参議院よりも小選挙区部分が少ない、これはどう考えても納得いかないという気が一つしておるわけじゃないですか。

そして、一票制、二票制の問題ですが、私はこの場で総理ともいろんな議論をしたんですが、全然かみ合わなかった、私の言い方が悪かったのかもしれない。

私は、クロスボーディングというものは、本当に衆議院においていんだらうかという気がするんです。いろんな党がいろんな政策を申し述べます。ある基本的な、根幹的な事柄にA党とB党と全然差があったとしたら、私はA党の政策というのはどうしても信用できないんだけれども、A党から出ている某は好きであるからこれに丸をいたしましょう、しかし、政策としてはB党の方が正しいので、こっちは丸をいたしましょうというのになりますと、この人は一体何を選んだのかというところがどうしても私にはわかりません。

それも自由でありますということなのかもしれない、民主主義は最後は多数決であって、一

票違つても国策の選択というのはどっちかに振れていくわけですね。あれもいかにこれでもいいんだというふうな人の意向で何人かの議員が出てきて、それによって当然議席は差が出てまいりますから、それによって一票差で国策が選択されるといふようなことがあって、本当によろしいのだからという気が私はしてならないのであります。

確かに私も重複立候補というものを主張しておいて、その重複立候補のゆえんは、多様な民意の反映というよりは、どうやって死に票部分を救済していくのかということに重きを置いたつもりなのであります。確かに多様な民意の反映というのも大事なことでございましょう。同時に、死に票の救済ということも考え、重複立候補というものを考え、そしてまた同時に、これはまだ正式に決まったわけでもないんですが、いろいろと議論をしておりますのは、惜敗率と言おうと善戦率と言おうとそれは構わないのでございましてけれども、どれだけの人の民意を反映しているかという人を比例では当選させていくべきじゃないか。

単に比例で上位に載っているから全然票が少なくなつて当選させる、そういういいかげんな話じゃなくて、より多くの民意を反映した人を当選させていくというふうなことも案としては検討されておるわけではございますが、私は、とにかくどちらにしても今の現行制度よりもまだ、やっしまわなきゃいけない、それは認めております。しかし、二票制というもので本当にそれが、参議院の存在も考えた場合に、こちらの方がよいのだという積極的な根拠を私はどうしても見出しがたいのであります。佐々木先生、いかがでござい

ますか。

○佐々木参考人 この問題は、民意の集約というものをどういう形で、かつどれだけストレートにやっていくかということについての考え方が、実はいろんな立場があるんじゃないかというふうには思っております。

私自身の考えを申しますと、先ほどもちよつと

申しましたけれども、自民党案といましても四つぐらい僕はあるんじゃないかと思ひまして、そのうちの一票制、都道府県比例、それから重複立候補、それから三百、二百とありますね。

このうちの全部を一気に、そういう形でこの並立制をいっぺんに解釈するというか何というか、つくるといいますか、これは僕は新しくつくるとことだと思ひますけれども、これについては先ほどもちよつと申しましたけれども、やはり心配があるというの、この小選挙区に非常に重きを置いたときの、まあ言葉は悪いですが、迎合票をもちよつと申すわけであります。

ですから、決まることは決まると思ひます。AかBかということについては非常に明確に決まると思ひます。しかし、逆にそれがおかしい決まり方をしたときに、ブレイキがどういふふうにかかるといふことについて、一抹の不安を正直言つて持つていこうということがあるのであります。これは、いやそういうことは心配ないとおっしゃれば何ともあれですけれども、これは将来のことではあります。

その意味で、少なくともその四つあるうちの例えどこかに一つは何かの形で見直しを考えられるというところはあつても、僕はそれなりに合理的な判断として成り立ち得るのではないだろうか。それは逆の方の案についても同じことであつて、つまり、こつちの方は積み上げていくという方にならうかと思うのですけれども、その辺については、これは全くこうだからこうだというふうな論理的に決められる範囲というものは、非常に限られた点だと私は思つております。

ですから、この点についてはそれぞれの人の見通しなり、あるいは現状に対する判断なり、あるいは国民の、第一その政党に対する態度というふうなもの、あるいは第一その国民の意識が、例えば支持政党なしが圧倒的に多いから非常にきつい制度を入れて一気にやっつてしまふというの、あるいは、ややそこは緩いので、むしろそれ

よりは、そこまで締めないでやっついていく方がいいんじゃないかという議論が御存じのように出てきていて、これもその一つなんです、私自身が一番気にしているのは、いわばある種のそういう、暴走と言つてちよつと語弊がありますが、その面について若干の不安を持つていっているということから、私自身がそういう考えを持つていっていることとでございします。

○石破委員 結局、私は比例代表を組み込む意味というのは積極的にあると思うのです。それは単純小選挙区であれば物すごく振れますので、政策が。

イギリスの制度を議論しているときによくこういふことを言われた。おまえたちは単純小選挙区が正しい正しい、何にしても小選挙区だ、そんなに小選挙区が正しいのであるならば何でイギリスはあんなにだめになつたんだ、こういう議論を加へられたことがありました。

それはやはり歴史的には保守党と労働党であつて、企業が国営になつたかと思へば突然国営になつて、民営になつたかと思へば突然民営になつて、とにかく国策が物すごくぶれていくから、安定装置として比例というものはビルトインしておかなきゃいけないんじゃないか。比例を入れておく意味というのはそこにあるんだらうというふうな思つて、確かに理論的には単純小選挙区の方が正しいに決まっています、比例を入れておく意味というのは、激変緩和としてあるのだらうというふうな思つておるのです。

ただ、岡原先生が午前中にもおっしゃつていましたが、一回やってみて余りクロスボーディングが多いようだったら、それはもう一度考え直してあります、たしかドイツの場合に、クロスボーディングの率というのは二割ぐらいじゃなかったかなというふうな思ひます。

あれもいかにこれもいいということ、最後の議席が二議席で多数決で決まっちゃつたというふうな事態もこれから先は起こるのじゃないか。

冷戦崩壊後の日本というのはそういうものじゃないのだからかという気がするのですね。

国防でも外交でも、一体どうするんだというところまでが議論をする。私は何でこういう選挙制度改革をやらなきゃいけないと思ったかというところ、これもあちこち言っていることですが、湾岸戦争、湾岸危機のときに全然議論を開かなかつたというのは、一体これはどういうことなんだというところなんですね。一番そのときに議論をしなきゃいけないのに、国会はお休みしていた。

それでどうとう百三十億ドル出して、でも百三十億ドル出さないうでがが議論したかというところ、それも余り私は自信がないのです。そして出てきた議論に、安全なんだ、危なくないんだ、危なくなつたら帰ってくるんだというふうなお話があつて、本当にそれよりもぎりぎり詰めた議論をしたのかなというところ、それでもない。やはりそれをやらないかやらないか。

これから先の日本の議会というのは、そういうものに直面しなければいけない時代に入つたときに、あれもいかにこれもないんだということ、国策が最後の一票や二票で振れていくということ、すくなく恐れているのです。

だから、やはり一票制でなくちゃいけないんじゃないか。しかしながら、本当に世間で言われているスタンダードな一票制みたいな、何の何がしと書けばそれだけで何党という形じゃなくて、マージンという形の変形一票というものを提案をしておるわけで、この提案をもう少し議論をし、御理解をいただかねばならぬ、かように私は思っております。

さて、これから先、どういふような価値観によつて分かれていくんだらうかということ、私は思ふのです。私も自民党でいろいろのことを考えて、政権交代の可能性のある制度をつくらなければいけないというふうに申しました。そうしたら、反論者いわく、何言っているんだ、中選挙区制だつてちゃんと政権がわつたじゃないか、おまえの言う論拠はもう崩れたぞ、こゝろ言わ

れるのですけれども、私はそうじゃないと思つてゐるのですよ。

なぜならば、基本的な政策は自民党のものを継承すると言つたから、中選挙区制で政権交代が起つたのです。それが基本的な理由だらうと思つてゐる。これはもう非常に突発的な異常な事態だらうというふうに思つてゐるのです。常に政権交代の可能性を担保しておくんだというところは必要なのであつて、今までの政策は変えましたが、自民党の政策を基本的に継承しますというふうなことになる。国民はかなりびっくりしちゃうわけでありまして、もうこれは違ふんだよということとを明確にして、選挙のときに国民にそれを訴えてやつていく、常に政権交代の可能性を担保しておく、チョンボしたらずかかわるんだよということとが大事なことはないのかというふうに思ひます。

さてそのときに、今は与野党がひっくり返つちやいまして、社会党の皆さん方と議論して、うんと言つて頭を抱えたのは、二大政党はいけれども、一体何で分かれていくんだらうかということ、何で分かれていくんだらうか。

それで、今の状況というのは、よく言われるねじれ現象ではないのかと思つてゐるのです。連立与党の中にも自民党と政策的には近い方もあるしや。だが何と云おうと、これはねじれ現象ですよ。これはやはり解消していかなければならぬ。解消した後には分かれていく場合の判断基準というのは何なんだらうか。これは法案の本質とは関係のないこと、ごさいますけれども、こういうことで分かれていくのかということがあればお教えをいただきたい。

そしてまた、私はそれが大して変わらなかつていいじゃないかという気もしてゐるのです。基本的な政策においてそんなに変わりがなければ、かえつていいかもしれない。その政党が何か間違ひをしてかしたときに、大して変わらない政党が取つてかわりますよということがあれば、それは

それでいいのであつて、明確な対立点というものをあえて浮き彫りにする必要もないのかという気もしておりますが、小林先生、いかがですか。

○小林参考人 大変難しい問題ですけれども、一つは、よく言われておりますように、憲法とか安全保障の問題、これは国家と個人の基本的な関係について大きな違いがあつて、これはある意味では一種のイデオロギー対立のようになっていて、そしてそれが何か枠を超えてよじれてゐる。これは一つの分かれる基準になるやによしくはやされませんが、さあ、我が国の民族性としてこういう選択を好むかどうか、いささか不安でございます。となると、今先生が示唆されたように、似たものでいいと思つたのです。これはせめて人心一新の効果がありますし、別な言い方をすれば、農村有利に土木政策が動いていくのが都市型でいくのかとか、そういう何か似たベースの上で、単なる趣味の違い、それから人間ですから、これまでの行きがかりとか人脈というのも案外具体的な分かれ目に私はなると思つたのです。

いずれにしても、制度が変わるときをきつかけとして分かれていくということはわかりませんが、まことに申しわけございません、先生の御質問にお答えする能力、これで限度でございます。○石破委員 もう一つは、政治のリーダーシップについてなんです。政治改革の目的もいづれもごさいます、一つは、政治がリーダーシップを持たなければいけない。官僚主導ではなくて、政治が明確に政策を提示し、それを国民が支持し、官僚ではなくて、本當に政治が力を持つてやつていかなければならぬ時代に入つたんじゃないかというふうな認識を持つておるのではありません。もちろんこれは官僚の本分でありまして、先例から逸脱することはできません。六法全書から逸脱することはもちろんできません。湾岸危機のときに、じゃ集団的自衛権をどう考へるんだという議論があつた。国連に対してどうやつて参加をしていくべきかという議論があつた。そのときに、外務省を退官されたある方が我々のあるグループに講演にお越しになつて、集団的自衛権は当然憲意でございましてとすつと言われたんですね。いやいや、それがまさしく問題なんじゃないんですかというふうな議論がございました。

そのときに、その元官僚の方答えていわく、済みません、役人時代の癖がついてしまひまして、ついそう言つてしまひましたというふうなお答えがあつたんですが、もうそれじゃなるまいよ。やはり政治というものが力を持つて判断をしていかなければならぬというふうに思つてゐるわけでございます。

例えば米の問題にいたしましても、我々は、備蓄は必要だ、やはり二百万トンぐらゐの備蓄はしておかねばならないという議論は、もう三年も四年も前からしておつたこと、ごさいます。関税化の是非はひとまずおきまして、でもそのときにやはりためですよということになりましたのは、その財政負担をだれがやるんだかという話だつたんです。

それは大蔵当局が、大蔵省が何でも言うなりに金を出してたら国はつぶれちゃいますから、大蔵もその辺は心してやらなければいけないことなんでしょうけれども、例えば農政について、自由民主党の政策はこうであります、日本社会党の政策はこうであります、日本共産党の政策はこうであります、お役人さんが何と云おうと、この政策を提示し国民がそれを支持して政権を得たからには、お役人はそのとおりにやつてくれということ、言へば、政治のリーダーシップというものは発揮できないと思つてゐるんです。やはりそれが国民がこの政策を選択したということである。これから先は、お役人任せであつてはどに行かへるかわらない。

ある方が、日本の政治というのは自動操縦つきの飛行機みたいなものであると言つた方がおられまして、自動操縦装置というのは世界に冠たる官僚

機構である、それがきちんと動いているから、パイロットが酒を飲むのが何しようがちゃんと飛行機は飛んでいるんだ、こういう話でしたが、今はもう乱気流状態に入っている、オート、自動操縦に任せておちやだめなんだ、政治家がきちんと飛行機を操縦していかなきゃいけないという時代だろうと思ってるんです。

私が何で小選挙区部分を主にしなきゃいけないか、何で一票制というものを考えていかなきゃいけないか。それはやはり政治がリーダーシップをとるためには、これが選択されたんだということにより明確に示していかなければ迅速な対応はできない。政治的迅速な対応をするためには、選挙制度改革、政治改革をするならば、より民意が集約される方向に出るべきだ。それが政治が官僚から独立し、民意を背景にしているいろいろな政策を推し進めていく礎になるであろうというふうに思っておりますが、いかがでございますでしょうか、猪口先生。

○猪口参考人 おっしゃるところに反対することは全くございません。

○石破委員 いや、小林先生と佐々木先生、いかがですか。

○小林参考人 私も全く同感でございます。

○佐々木参考人 それは、今度は選挙制度を変えた政治家の方がその問題を解決するべく責任を負うということだと私も理解しております。ですから、国民との間ではこういう政策でやりますよということを言って、東京へ来たら従来どおり君臨すれど統治せずということでは、やはり困るだろうという意味でございます。

それから、先ほど先生がおっしゃられたことの関係で、ちょっと一言申し上げさせていただきます。これだけばと思うんですが、どうも私は、我が国において何か大きな切り口があるとすれば、これからの政治は五五年体制というものは、これは決して政治の世界の五五年体制だけじゃなくて、そこでいろいろ積み上げられてきた物事の決め方やら政策やら、これをどうするかということが一番大きな

テーマになっていくのではないかと思います。

それを守ろうとする人、Aという路線を行こうとする人、Bという路線を行こうとする人、この辺が社会主義とか自由主義とかというのじゃなくて、日本の体制論というのとはどうも五五年体制というものであるのではないかと。これをどういうふうにするか、新しいものに変えていくのかというところに私は一つの選択、いろいろな問題が結局そこに帰着するということであって、集团的、自衛権もそういう中の一つにあるいは入っていたのかもしれないなどということを感じました。

○石破委員 猪口先生、小林先生から全く異論はないというお話でございますが、要するに私が申し上げたいのは、そうであるならば、やはり小選挙区にある程度ウェイトを置くべきじゃないのかしら、そして二票制よりは一票制ではないのかしら。もちろんベストというのはないわけで、何が何でも自分たちの案が通らなきゃ嫌だということなつても私は全然ないのですよ。ただ、本当に政治がきちんとリーダーシップを持ち、そして有権者がこれを選択したんだということをよりクリアにするためには、そちらの方に重きを置くべきではないのかということでしたが、それでも異議はないということでしょうか。

(三原委員長代理退席、委員長着席)

○猪口参考人 民意を集約するということについては、既にこの午後いろいろ議論がありました。とおり、今既に上げられている政治改革案の幅の中での成果が上げられるというふうに感じますね。ですから、小選挙区にすることだけが決定的に重要だという、御主張の論理的なところというのはいかなるわけですけれども、またそうであれば、いかなる不安なところもあるというところはおっしゃっていらっしゃるわけですから、そういうところである種の妥協点というところが出てくるのだと思います。

また、民意というものが本当にクリアカットに単純に出てくることが望ましいかどうか、また、

国民としてそれだけクリアに選択、単純に選択できるような単純な問題かと考えると、例えばクロスボーディングが非常に多く出たような場合は、そこだけ人々が非常に迷ったという議論が、いまいにしか提示されていなかったという、ある種の危険信号だというふうに読むこともできるかと思えます。

これからの時代においては、先ほどから御議論されているような対立点というものは、冷戦下と比べるとそれほど明白には出てこない時代かと思うのです。

思えば、二十世紀というのは、最初のころは民主主義対ファシズム、そして後には資本主義対社会主義という非常に二項対立的な世界観の中で国際政治も動きまわったし、時代精神のような形で各国の国内政治もそれによって支配されていた感があるんですけれども、そういう二項対立的な世界観というのは極めて二十世紀的なものかしらというふうにも思います。

とすると、二十一世紀に向けたこれからの時代にあつては、余り二項対立的に先鋭化した形で選肢が出てくる、したがって、自分の立場はこれだ、イギリスのように、自分は労働党だ、保守党だというふうには、パーティーアイデンティフィケーションというものの、アメリカもそうでしたけれども、むしろそういう形というのは二十世紀的なものかもしれないですね。とすると、その辺のかなりあいまいなところがこれから出てくる可能性があつて、むしろ民意を非常に鋭く集約するということ、ゆがんでしまう部分があるのかないのかということもあわせて考えていただきたいと思ふんですね。

この改革をもし実行したときには、またさらに修正するということも午前中の議論にもあつたので、そのことも含めて、もし民意が非常に分散したり揺れたりしているときには、それだけその問題の複雑さといいますか難しさというものがあつて、また政治の側においてそれが集約できていな

いということ、つまり、国民が選択しやすいような形で示されていないという責任もあるというようにメッセージとして受け取られることがいいかと思ひます。

○小林参考人 先ほど手抜き工事のようなお答えをしまして失礼いたしました。私どもの間ではわかり合えてしまふ論点だったと思つたものですか。きちんとお話し申し上げます、少しさかのぼって。

政治が決断を忘れていた、これは大変な無責任だと思ふんです。政権政党時代の自民党での経験なんですが、例えば憲法の問題でも、条文と解釈の関係で、条文に明確に書かれていないけれども、先ほどの安全保障の領域で解釈で条件つけているもの、いっぱいございますよ。あれは解釈であつて、条文の枠の中での政策選択であつて、それは政治の仕事なんです。

その話を自民党の偉い政治家に申し上げましたら、でもそれは役人が許さないというお返事なんです。私もびくびくしてしまひまして、役人が許さなければいかなの問題ではなくて、それは政治家がお決断になつて役人に命ずる問題です。同じくその問題について、その役所の偉いところにお方に、OBの方ですが、私が文句を言ひましたら、うん、それはわかっている、ただ政治が決めてくれなから我々は先例を踏襲しているんだ、それ以上政治家に申し上げる義務はないということなんです。

まさにこれまでの政権政党自民党が中選挙区で人気取り合戦に明け暮れているうちに、そして専業野党の方たちは、失礼ながら固定席を維持する、内輪受けの議論をして、深刻な政策議論をしないで、例えば自衛隊に守られていながら、自衛隊があると戦争が起きるというふうな議論をして平和で四十年来るとか、そういう議論をしていて納得し合つてしまつた。その責任が今、墮落という形で政治改革の問題になつてきていると思ふんです。

そこで、先生おっしゃるとおり、まさに、少し

過激な結果になるかもしれないけれども、しばらくは我が国民は丁か半かの決断の経験をしなさいと思うんです。行き過ぎたまた戻ればいい、それが代議制民主主義なんです。あ、あ、ちよつとやり過ぎたな、じゃ戻そう。しかも、今出ている案は行き過ぎないようにブレーキとして比例制も加味されているわけですから、非常にこの場合もいいと思います。

ただ、その点で、一票制について一言異論を申し上げておきたいんですが、やはり一票制というのは、政党についてはある政策を選択します、だけれども、小選挙区ではそれは無関係なあの人の選択します、これはまさに政策選挙がそこで壊れちゃうのですね。それで許されて議場に入った人は、実は政策上の束縛を有権者から受けずには勝手がでるのですね。これでは旧制度の墮落の道にまた戻っていくと思うんです。ですから、一票制、二票制、私は学者ですから、しつこく理論を詰めればこれは重大な問題で、二票制はいけないと思います。だけれども、あえて申し上げます。結論としては、どちらでも今よりはましだということはいつも感じております。

○石破委員 まさしく最後におっしゃったように、どちらでも今よりましなのですよ。ですから私も、どちらにしても決断をしていかなきゃいけませんし、先ほどどなたかがおっしゃいましたが、とにかく中選挙区制に戻るといことはやっちゃいけないことだと思っております。海部内閣をつぶし、宮澤内閣をつぶし、私どもにも、自由民主党にもこれを成立させる義務はあるわけですから、議会というのとは全く話し合いをするためにあるので、おれの案が通らなや絶対嫌だなどというのだったら、議会なんていうのはない方がよっぽどいいわけですから、どうしてもやっていかなきゃいかぬことだろうと思っております。やはり私、ここまで来ますと、よくこまで来たなという気がするのですよ。よく世間の人は、政治家は自分のことばかり考えてとか、結局やら

ないんじゃないのとかいうふうにおっしゃいます。が、連立与党の皆さん方でもよく小選挙区比例代表並立まで踏み切ったことだという気は、正直言つて私は心から敬意を表さなきゃいかぬことだろうと思つています。政治家一人一人の身になつてみれば、これは本当に大変なことなのですね。それはもう、利権がどうのとかそんな話ではなくて、過去何年も何年も、自分の生活をかなり犠牲にしても、この議員のために走り回つてくれた人、そういう人々と別れていかなきゃいけない。そして、選挙制度が変わつたら自分は確実に落ちてしまふかもしれない。しかし、それでもやろうということまで来たのです。

本当に世論に私は訴えたいのだけれども、揶揄的な目で見ないで、自分たちが損をしてでもこの制度をやろうという議論がこまで来たんだということについては、どうか御評価をいただきたいというふうには思つておるのでございます。政治家は、決してそんな安易な気持ちで選挙制度改革をやろうとしてきたのではありません。どうか三先生にも、今後とも御教示を賜りながら、次の世代のためにこの改革をやり遂げるために御協力を賜りますように心からお願いをいたしまして、質問を終わります。

○石井委員長 正森成二君。

○正森委員 まず最初に、猪口参考人に伺いたいと思つてます。

今伺つておられますと、中選挙区だから金がかかる、小選挙区だから金がかからないというのは問題の本質のすりかえだということに最初におっしゃいまして、どのような制度でも政治家の自律を抜きにすることができない、いい年の大人なの親のせいにするようなもの、こう言われました。私どもは、これは非常に政治家にとつて痛烈な言葉だというようにありがたく拝聴しておきたいと思つてます。

その上で、あなたは個人献金で賄うべきだということをお見えになりました。あなたがお見えになるの

で、私も猪口教授の新聞等に発表されました論説を拝見してまいりましたが、例えば昨年の十一月二十五日の産経新聞を見ますと、同じように女性もつと進出する必要があるということを言われた後で、「制度面では、金丸氏のような対応が許される政治資金規正法を直すべきです。あれが許される」と、これまで高かった日本人の順法精神が崩れかねません。国民の順法精神が法国家を裏から支えていることを考えてほしいものです。」と言われております。それは、きょう言われたこととは趣旨が言われたんだと思つてますが、企業献金と個人献金についてのあなたの考えを少し詳しく述べてください。

○猪口参考人 今引用して下さったとおり、私も研究者という立場から考えると、基本的にはやはり個人献金というものが民主主義を運営する上で最も理想的な形であろうと思つてます。ただ、現在のこの問題を考えるときに、これほどまでに政治不信が深まった今日、日本では個人献金そのものについての理解も市民から得られない、そこまでする腐敗の問題は深刻であると思つてます。

だからといって、個人献金では十分に資金が集まらないからというところ、半ば実質的にあきらめるというところではなく、これから、私は日本の市民社会というところはかなり信じたところがあるところがあります。それなりに政治的な意識というものは非常に高くなつていますし、昨今の情報メディアの発達によって、政治問題に対する意識というものは非常にまた活発になつていますので、日本の政治がその際生まれ変わることでできるならば、市民のそのような政治参加意識だと思つてますので、個人献金を中心としてところを考えたと思つてます。

他方で、先ほど申し上げたように、このように高度情報化した民主主義社会の中で自分の政策を訴えるには、かなりの資金もまた必要だろう。それをどういうふうにするかというところ、資金だけを著しく非現実

的なまでにただただ制限するということだけであれば、先ほど申し上げたような、場合によっては何らかの仕組みで無償労働が強化されたり、その組織化を競うというところの新しい問題ということが生まれかねないと思つてますので、そういう意味では、やはり政治というのは生きていく社会とともにありますので、その社会の中で余りにも非現実的な、ただ理想的なところだけを考えると、うのは社会を救済することにならないということについては、私なりに理解しているということでありまして。

ただ、筋論で考えれば、市民社会の政治への信頼を回復して、そして個人献金、そして流れの完全公開制というところで頑張つていただきたい。それを目指すように、過渡的なところとしては妥協的なことも考えられますけれども、その本筋を見失ふことのないようお願いしたいというふうに思つてます。

○正森委員 企業献金の禁止が非現実的だという意味の批評については、私どもの党は同意できませんけれども、きょうは参考人の御意見を拝聴するために論ずるためではありませんから、そのまま伺つておきたいと思つてます。

先ほどから伺つておりますと、参考人に対する質問に関して、国民にとつてつらく苦しい嫌なことでも国のためにしなければならぬ、やれるシステムをつくらなければならぬという主張がされました。これは、一見すると非常に歯切れのいい言葉ですが、しかし、国民にとつてはつらく苦しい嫌なことをノーと言う権利は当然にあるのじゃないでしょうか。そうでなくて、それを常に国のためにということ、我慢しなければならぬというふうな考え方は、ある意味では非常に危険な考え方でありまして。

国民は、かつてお国のためだということで戦争に出るに言われて、自分の夫を戦場に送り、あるいは自分のかわいい子供を戦場で死なせました。広島、長崎では原爆で何十万人も死にました。食べる食糧さえありませんでした。それに対

して国民は、こういうふうに苦しく嫌なことはノーだ、やつてはならない、それは同時に国家のためにならないと言う権利が当然必要だったのじゃないでしょうか。

ですからこの憲法は、政府の行為によって再び戦争の惨禍を引き起こすことがないように決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する、こういうふうに前文が言っているように、憲法のそもそもの考え方の基本であります。それを何か、国民につらく苦しく嫌なことを言うのが国のためであり、それが政治家であり、そのためにシステムを変えなければならぬ、なんというの、非常に私は、歯切れはいいけれども、よく考えなければならぬ問題を含んでいる、そう思います。

三人の先生方に、憲法学者もおられます、それぞれ御意見を伺いたいと思います。

○小林参考人 まず、前提問題として、国のためにと言われるときの国という感覚が、恐らく私が先ほど拝聴した先生方の感覚とそれから、私はそれを共有するのですが、正森先生の国という感覚とちよつと違ふんではないかという印象をまず持ちます。

つまり、国というのが私たちとは関係ないところに非常に汚らわしくて危険なものとしてあちらにあって、あのために我々が犠牲になるというお話と聞かしてしまふのです。申しわけございませうが、私自身はこの憲法の、かつてのお話をなさして、今、我々今話をしているわけでありまして、今の憲法のもとでは、国というのは我々の延長線上にあって、我々自身のものなのだと私は理解しています。ですから、国のために我々が犠牲になるということは、まさに国を通して我々の利益に返ってくるはずだし、またそうでなければ、その事実をとらえて糾弾すべきだと私は思ふんです。

私が今伺っていた範囲、先生のお話は別として、伺っていた範囲で国という言葉が明確に出たかどうかは別として、文脈上出てきたときは、結

局我々の利益の総体としての国という、そういう概念であつたと私は思ふんです。例えば、国が平和であれば私が平和なんです。それから、国の経済発展は私の豊かさにつながるし、国の行政サービスがきちんと財政的に支えられて機能すれば、それは私の福祉だと言う、そういう次元でこれまでの先生方はお話しであつたと思うし、私も理解しているんです。

そういう意味で、私はあえて申し上げます、憲法学者として。私たちはこういう時代に、もはや個々の国民の私的な欲望、感情にとつて仮に嫌なことであつても、国、すなわち私たち全体の福祉のために犠牲を受けなきゃならぬ場合もあるし、まさにそういう言いにくいことを理性を持つて言うのが政治家のお仕事であると思います。

○正森委員 ほかの方の御意見を伺う前に今の参事人に申し上げたいと思いますが、私は逆に、国民にとつてつらく苦しく嫌なことでも国のためにしなければならぬという論理こそ、国民と国とを別に分けて考へている論理だ。むしろ国民のことを本當に考へるのが国であるならば、基本的にはこの関係は一致すべきであつて、一致しない場合には、なぜ一致しないかということに十分に説得的に国民に訴へなきゃならぬというように思ふんです。ですから、私は小林先生の論理は、そつくり私以外の質問者にお返し申し上げたいというように思ひます。

そこで、小林さんに伺いたいと思いますが、あなたは著書を書いておられますね。私はちよつと拝見をしましたら、「憲法を守つて国滅ぶ」という著書ですね。それを見ますと、どういふ点を変へるかというので、「改憲の課題と方向を探る」という部分があります。その中で政党について憲法が規定していないのはおかしいという議論を開陳されまして、「公営選挙に参加できる政党は、次の各号のいずれかに該当するものに限る。」というところで、「有効投票の一〇〇分の四以上」だとか「五名以上の国会議員を有するもの」だとか、今度の法案にも似たようなことを言うておられま

すが、気になるのは、ドイツの憲法を模範にとらえて、ドイツの基本法の二十一一条と同じように「この憲法秩序の破壊を目的とする政党の結成は禁じられる。」ということを書いておられることあります。

あなたは何をもつて「憲法秩序の破壊を目的とする」と認定されるのですか。行為ではなしに、あるいは政策の綱領、思想から「憲法秩序の破壊を目的とする」とはどういうことですか。あなたの著書に書いてある。

○小林参考人 お答えいたしたいと思ひます。幾つかございます。まず、憲法の中に政党が規定されていないのはおかしいという点から入りま

要するに、先ほどの議論の中にもあつたのですが、政党というものは憲政の不可欠な一部分になつて公的な存在であるから、それを憲法の中に取り込めるところから入りまして、そして、その際に、憲法に書いてしまふと申しましたのは、政党法の次元でそういうことを書きまして、それが時に国会対策上の取引対象などになりまして、小党弾圧などに使われると困りますので、基本事項は、もう土俵は憲法で決めてしま

え、それでその提案をいたしました。それで、その後の反憲法政党的、これは議論のあるところでありまして、まず理論の問題と実務の問題があると思ふのです。二段に分けてお答えいたします。

理論の問題としては、私は、まず事実の認定はおきませんが、仮に反憲法政党的と認定されるならば、それはやはりこの憲法のもとで存在する理由はないと思ひます。つまり、ひねくれ者の自由も自由だといふ一つの議論はございませうけれども、我々の共通の土俵を否定する自由は、この土俵の中にあつてはならないと思ひます。これは理論の問題です。それだけです。

そしてあとは、さあいかに間違ひなくその事実を認定するか。これは立法政策と司法実務の問題になつてくると思ふのですが、それは先生、これ

は憲法ですから抽象的に書いただけの話でありまして、実際にそれを手続化していくときには、相当厳格な過去の行動実績とか、それから当然憲法のもとですから、当事者に告知と聴聞でその手続がありまして、十分に手続を尽くして時間をかけて、そしてしかも公開で認定していく、そういう意味でありまして、何かあつたことを書いたことによつて共産党を葬り去れとか、そういうことを申し上げたことではございませぬ。

○正森委員 大分共産党を意識した答弁のようですが、私はあなたの今の御答弁を聞いて、自由についての考へ方があなたと大分違ふんじやないかという気がしました。

十九世紀の終わりに二十世紀の初めに、アメリカに有名な最高裁判所の判事があります。あなたも御存じかもしれませんが、ホームズ判事とブランドイス判事です。この方たちが判決の中で言つておられる自由の定義は、思想の自由とは、時の政府権力が許容する自由ではなくて、まさに政府が憎悪する思想の自由であると有名な言葉を言つております。私は、あなたの今おっしゃつたことよりも、このアメリカの裁判官の言葉の方にほかに敬意を表したいというように思ふことを申し上げて、次の質問に移りたいと思ひます。

佐々木さんに申し上げたいと思ひます。あなたは九三年の四月の九日の「東洋経済」の中で、「大転換期の歴史と政治改革の意義」という論文を書いておられます。それを私がちよつと拝見しましたら、その中で

「冷戦の終焉」はそれまでかろうじて掛かつていた「体制の選択」の看板板まで失われ、金権的政治構造をむき出しにした。八九年はリクルート事件と東欧革命の年であつたが、この無関係な出来事の不可思議なコンビネーションはなかなか意味深長なものがある。そして今や、内外で何が起つても日本の政治にとつてプラスになることはほとんどなくなつた。日米構造協議、湾岸戦争、バブルの崩壊、クリント

ン政權の誕生——みなしかりである。これは極めて不吉な予兆である。かくして日本の政治は「成功の失敗」とでもいうべき矛盾に直面し、頼むを頼みして「安楽死」に身を委ねかねない有り様になった。このままではかの成功も、一世代もすれば「邯鄲の夢」と消えないとも限らない。まさに、因果応報というべきであろう。こう言っておられます。私は四十年ほど前に東大で学んだ者ですが、そのころの東大教授はこういう難しいことをおっしゃいませんでした。今の東大の学生はこれで十分意味がわかるのかわかりませんが、OBの私にはよくわかりませんので、あなたはここで何を言わんとしておられるのか、残された時間で簡単に言ってください。

○佐々木参考人 今思い出しましたのですけれども、私がそこで言おうとしましたのは、日本の政治というものの今までの姿というものの歴史的な成果と時代の転換といましようか、こういうことを率直に申し上げたかったということでありまして、使った言葉がどうかであるとかこうであるとかいうことはいろいろあるうかと思えますけれども、そういう認識を持ってこれからのことを見ていかないと、実はかえっていろいろ危険なことが起こり得るのではないだろうかというつもりでありまして、私としては、実は相当身構えたつもりで書かせていただいた文章だと記憶しております。

○正森委員 ありがとうございます。

○石井委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

次回は、来る十一月四日木曜日午前十時委員会、正午理事会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

政治改革に関する調査特別委員会議録第五号中正誤

ページ 段行 誤 正
五 一 一 踏み出した 踏み出した

同 第六号中正誤

ページ 段行 誤 正
二 四 全連 全連

三 三 触れて 振れて

三 二 たんさん たくさん

四 三 政党本位はいい 政策本位はいい

同 第八号中正誤

ページ 段行 誤 正
八 四 思っていた 思っていたと

平成五年十一月九日印刷

平成五年十一月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局